

三原村創生総合戦略

三原村だからできる
～ 課題解決先進地 三原村 ～

平成 27 年 10 月

三 原 村

基本目標 2：新しい人の流れをつくる

- ◎数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
- 基本的方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
 - ・ 具体的施策と K P I ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
 - ・ 具体的な事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34

基本目標 3：子育て及び人づくりの環境整備

- ◎数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
- 基本的方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
 - ・ 具体的施策と K P I ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
 - ・ 具体的な事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37

基本目標 4：地域の連携により人々の暮らしを守る

- ◎数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
- 基本的方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
 - ・ 具体的施策と K P I ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
 - ・ 具体的な事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41

1 三原村の現状と目指すべき方向

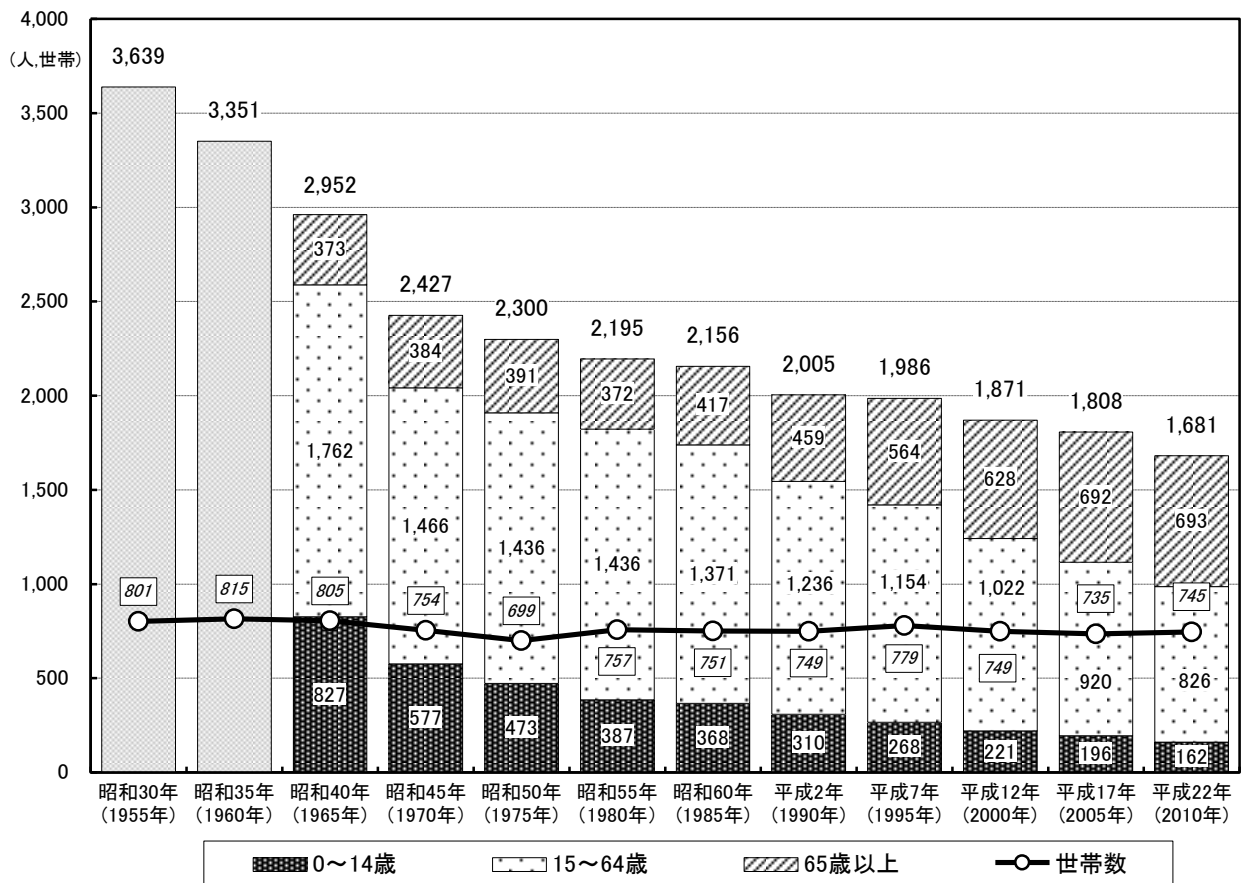
(1) 三原村の現状

①人口及び年齢区分別の人口の状況

○三原村は、明治22年(1889年)に村制を施行し、統計上遡って把握できる明治36年(1903年)高知県統計書では520戸、人口2,681人とされている。その後、人口は増減を繰り返す、昭和25年(1950年)の国勢調査で3,665人と最も多くを数えたが、以降については現在に至るまで一貫して人口減少が続いている。

○0歳から14歳までの年少人口、15歳から64歳までの生産年齢人口についても一貫して減少傾向が続いている。また、65歳以上の老年人口は平成17年(2005年)まで増加した後、横ばい状況に転じている。

国勢調査による人口・世帯数の推移

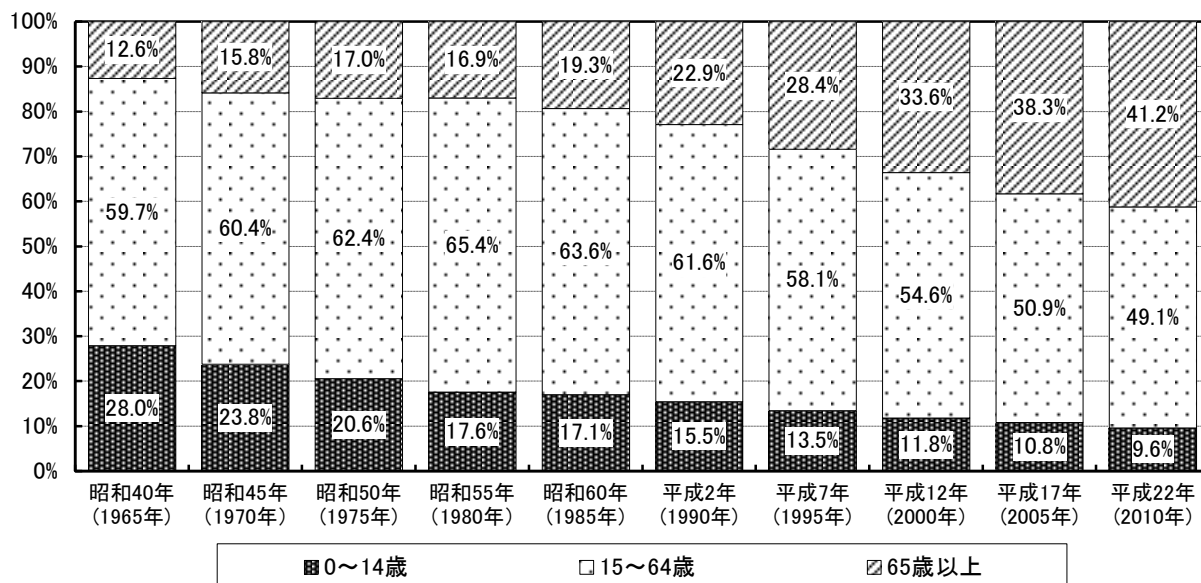


資料：国勢調査（総数には年齢不詳分を含む）

○昭和40年(1965年)以降の年齢構成の推移を見ると、一貫して少子高齢化の傾向にあり、0歳から14歳の年少人口の割合は昭和40年(1965年)から平成22年(2010年)にかけての45年間で約18ポイント低下した。

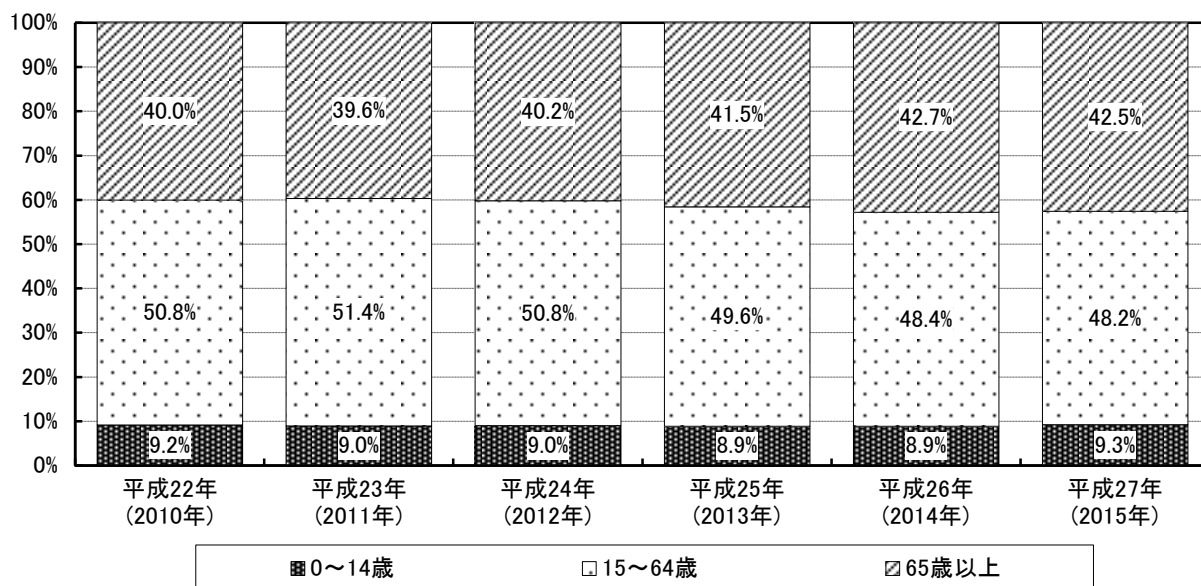
○一方、65歳以上の老年人口の割合(高齢化率)は、昭和55年(1980年)以降、上昇の一途にあり、平成27年(2015年)には42.5%(住民基本台帳人口ベース)に達している。

国勢調査による長期的な年齢構成の推移



資料：国勢調査

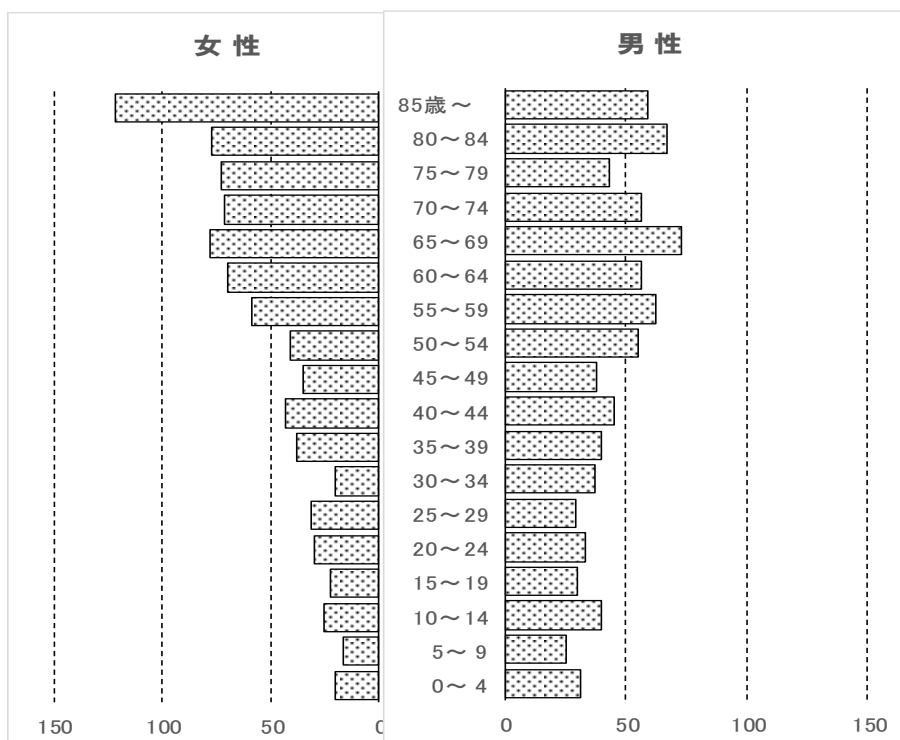
住民基本台帳人口による近年の年齢構成の推移



資料：住民基本台帳人口(外国人を含む、各年9月末現在、平成27年/2015年は4月末現在)

○人口ピラミッドの形状は、おおむね若年層に向かうほどに幅が減少する“逆ピラミッド”を呈している。

人口ピラミッド

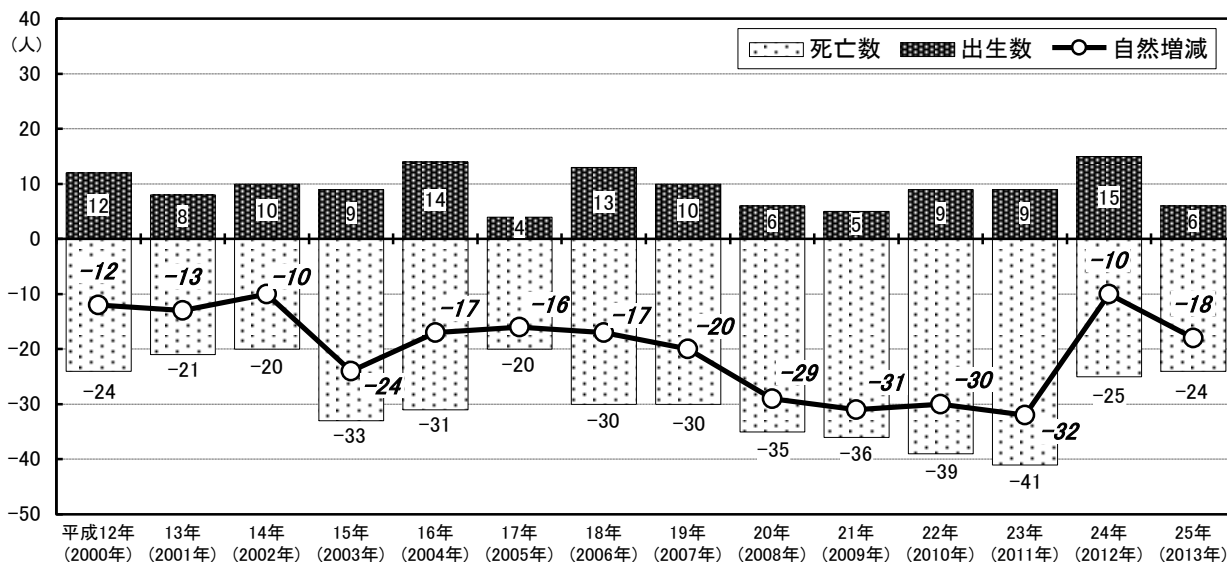


資料：住民基本台帳人口（外国人を含む、平成27年(2015年)4月末現在)

②自然増減の状況

○近年の出生数・死亡数の推移を見ると、出生数・死亡数とも年により増減しているが、平均すると年に約9人が出生し、約29人が死亡する状況にある。この結果、出生数を死亡数が上回る「自然増」の状況にある。

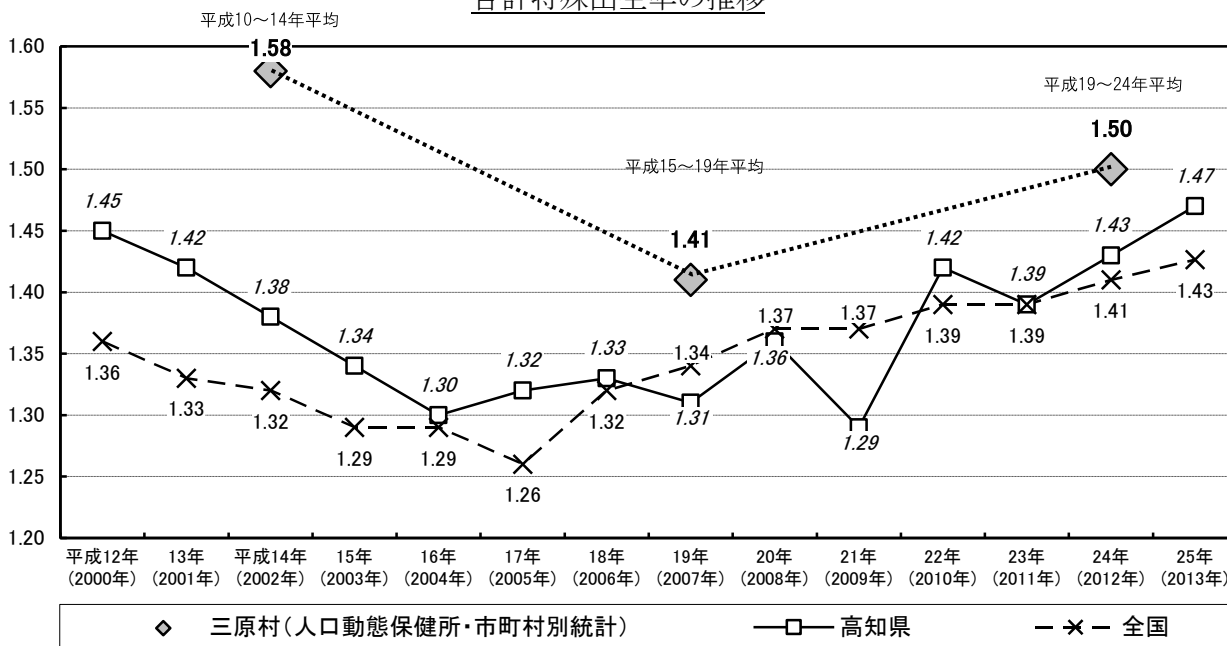
出生数・死亡数の推移



資料：人口動態統計

○1人の女性が一生の間に産む子どもの平均数を意味する「合計特殊出生率」の推移を見ると、三原村の水準は全国・高知県平均を上回る状況にある。

合計特殊出生率の推移

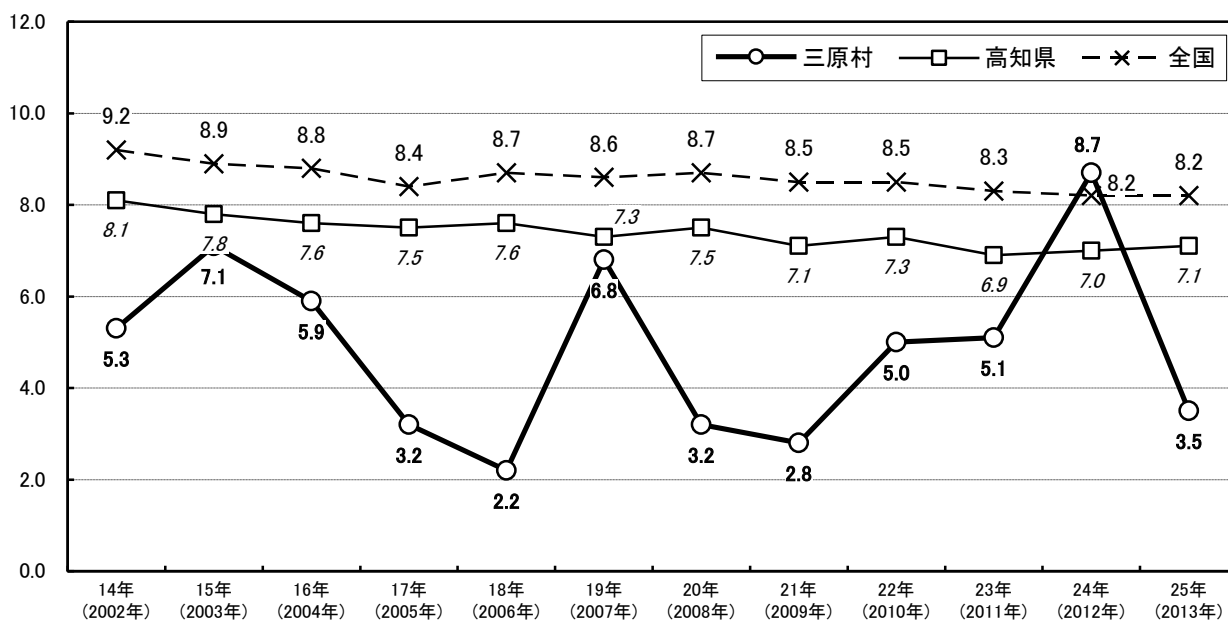


資料：人口動態統計

○三原村の出生率（人口千人あたりの出生数）及び死亡率（人口千人あたりの死亡数）を全国・高知県平均と比べると、出生率については平成24年(2012年)を除き、全国・高知県を下回っている。

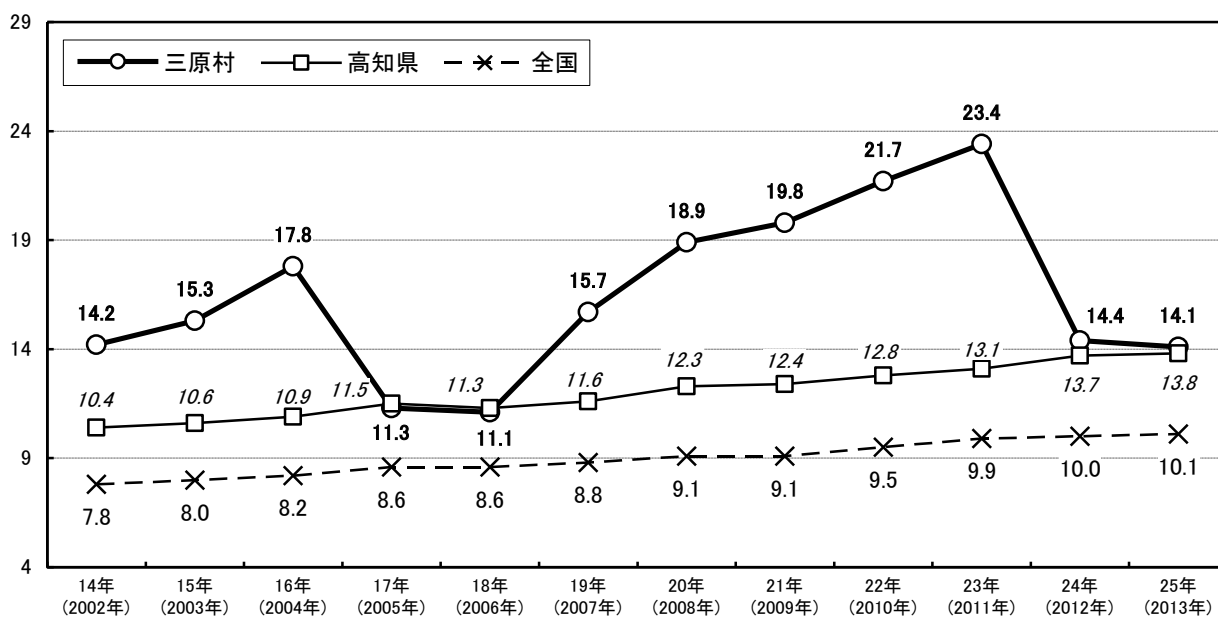
○死亡率については、平成19年(2007年)から平成23年(2011年)にかけて全国・高知県の平均を大きく上回る状況で推移していたが、その後は高知県平均と同水準となっている。

出生率（人口千人あたり出生数）の推移



資料：人口動態統計

死亡率（人口千人あたり死亡数）の推移

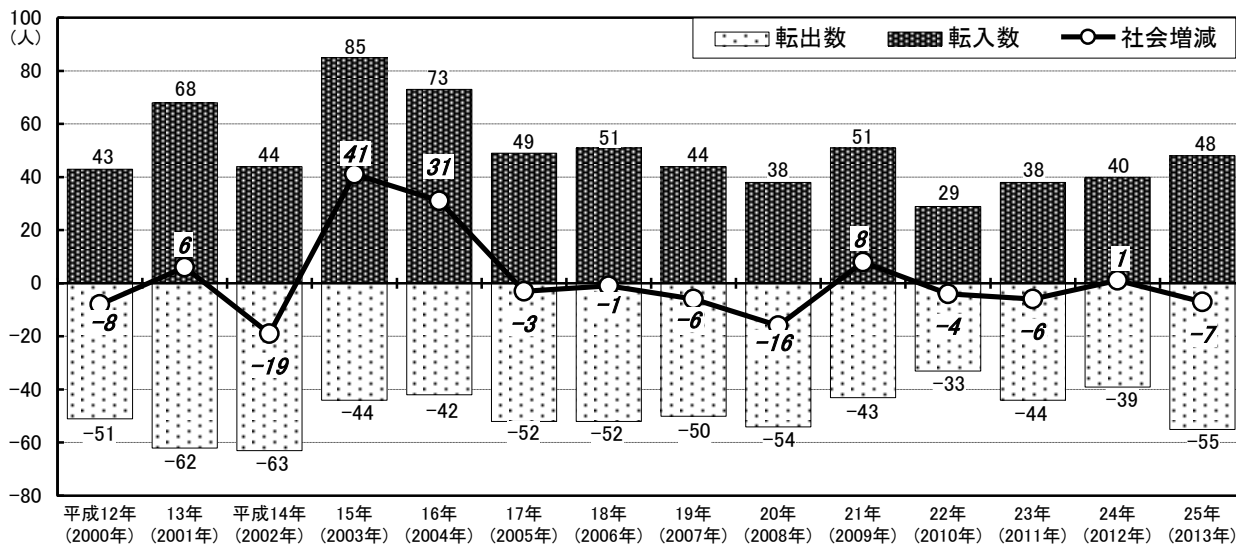


資料：人口動態統計

③社会増減の状況

○近年の転入・転出の動向を見ると、転入数・転出数とも毎年変動しているが、平均すると年間40数人ずつ転入・転出しており、一部の年を除けば基本的に転出者の数が転入者の数を若干上回る「社会減」の状況にある。

転入数・転出数の推移

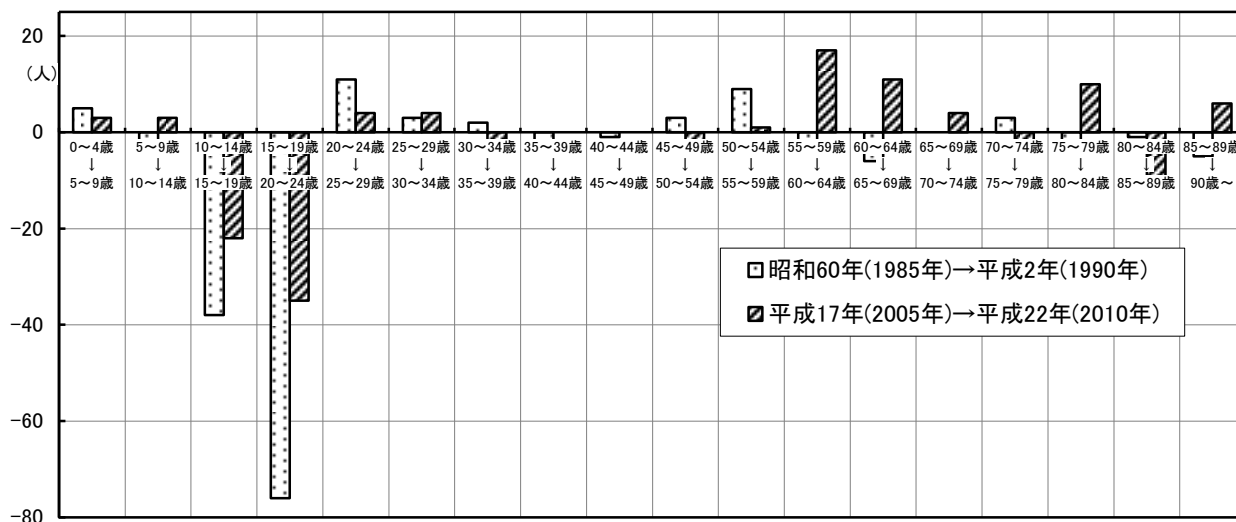


資料：人口動態統計

○年齢階級別純移動数（各年代ごとの社会増減＝転入数－転出数）の推移を見ると、10歳から19歳までの年齢層で、純移動数が大きくマイナスとなっているが、これには進学や就職などが主な要因として考えられる。

○また、近年は55歳から64歳の年齢層で転入超過の傾向が見られる。

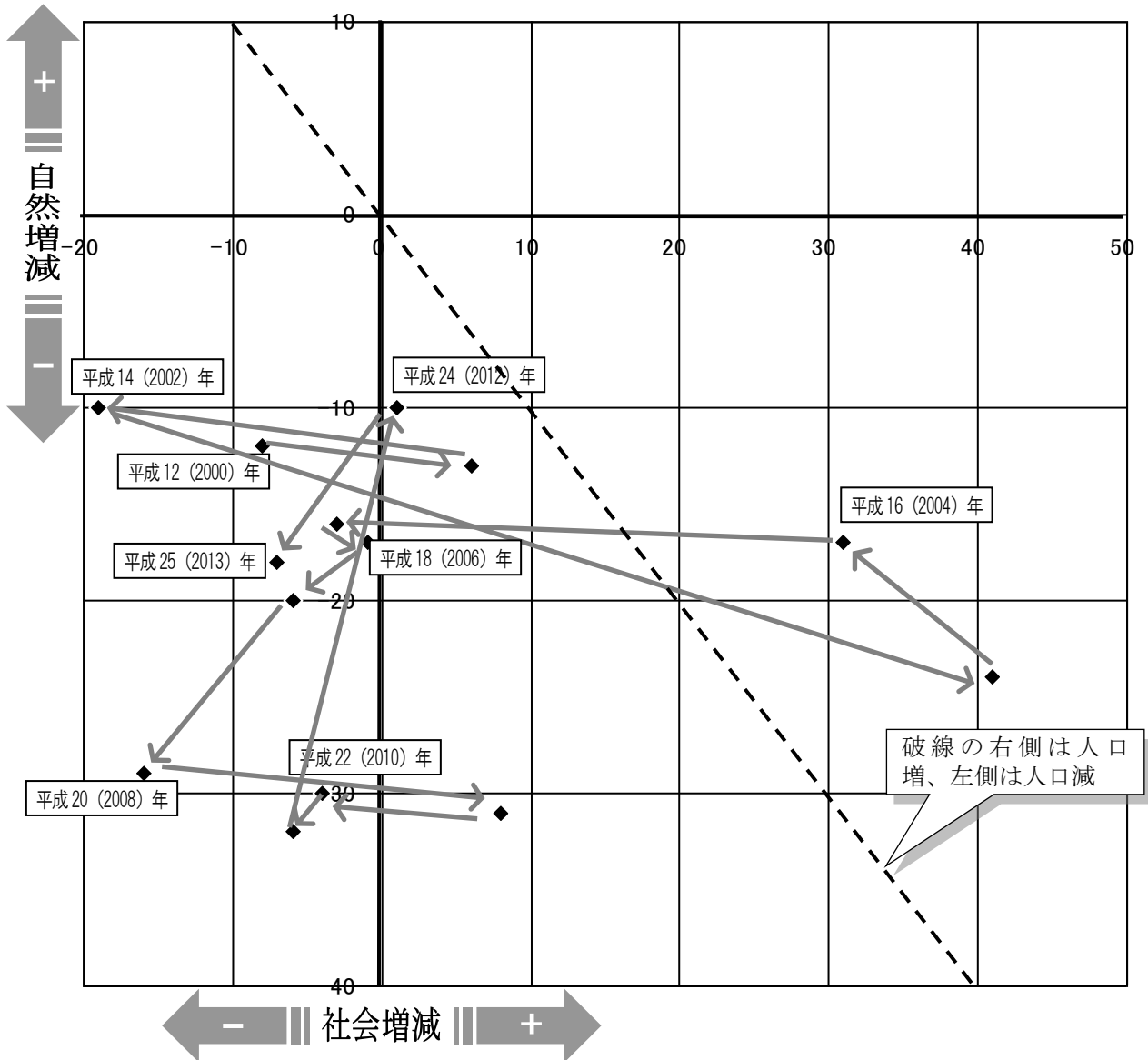
年齢階級別純移動数（社会増減）：総数



資料：国勢調査、住民基本台帳人口移動報告をもとに「まち・ひと・しごと創生本部」で算出

④自然増減と社会増減の影響

- 平成12年から的人口変動を自然増減と社会増減の両面からみると、人口が増加したのは平成15年(2003年)～平成16年(2004年)のみで、その後は再び減少に戻っている。
- これは、社会増をみる年があっても、自然増減は一貫してマイナスにとどまっているために相殺されて人口減になっているためである。



⑤人口減少が及ぼす影響

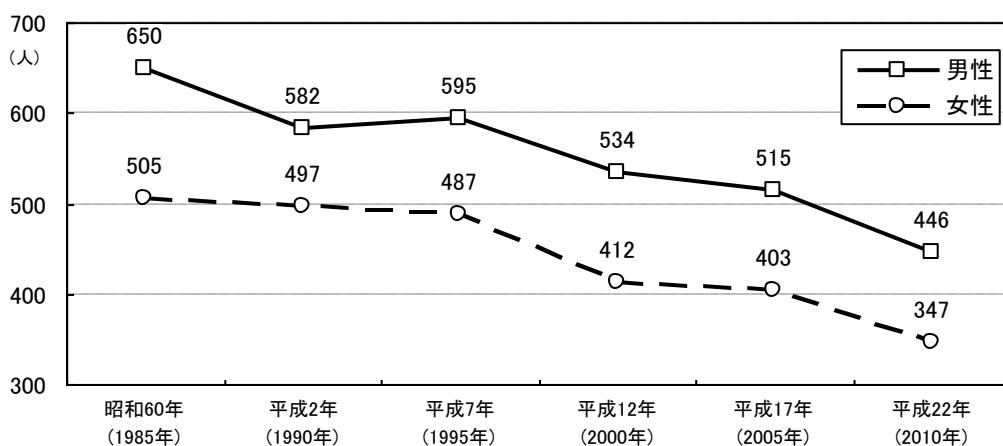
ア) 労働力人口と担い手の減少

○村内の労働力人口（15歳以上で労働の意思と能力を持っている人の数。就業者（休業中の人を含む）と完全失業者の合計）の状況を見ると、男女とも減少の一途をたどっている。

○労働力人口と同様に就業者数についても平成7年(1995年)以降は減少傾向にあり、平成22年(2010年)の就業者数は748人となっている。

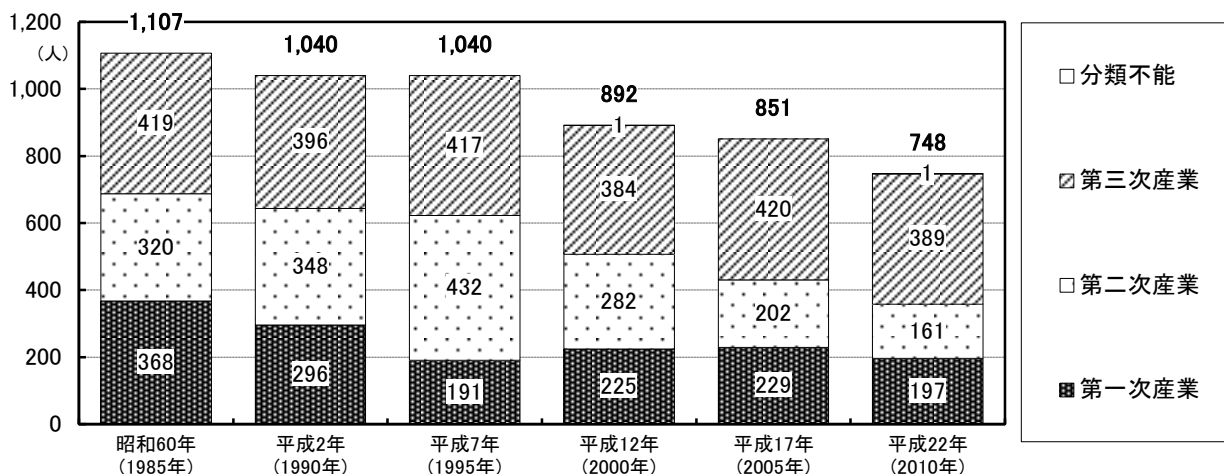
○これを産業分類別に見ると、卸売・小売業（商業）やサービス業など第三次産業の割合が52.0%を占めており、次いで農林漁業の第一次産業が26.3%、製造業・建設業など第二次産業が21.5%となっている。

労働力人口の推移



資料：国勢調査

産業分類別就業者数の推移



資料：国勢調査

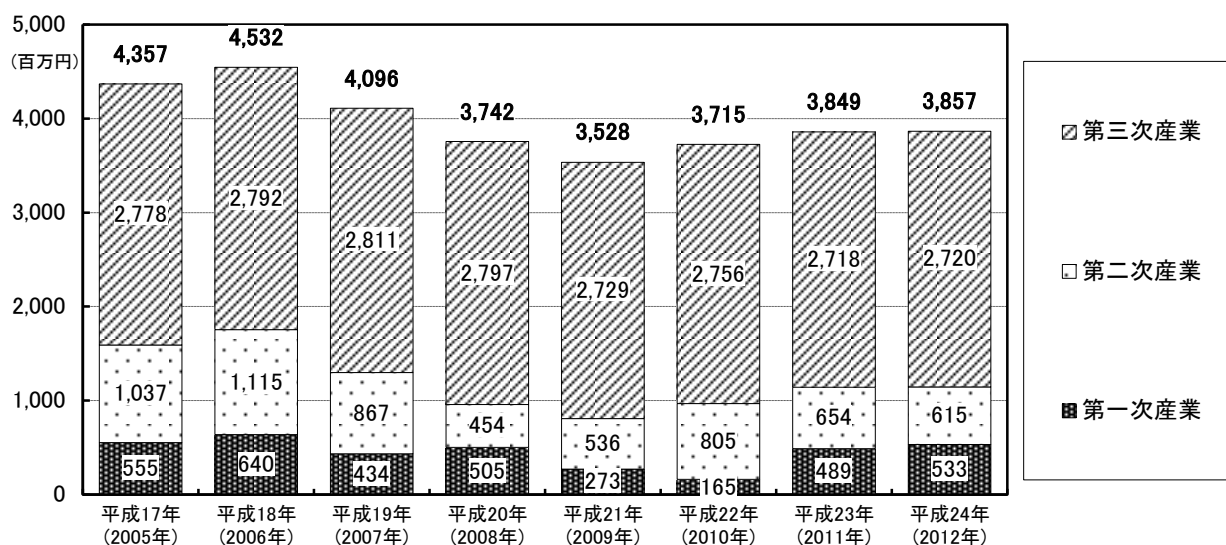
※日本標準産業分類の改訂に伴い、厳密にはデータは連続しない。

※「分類不能」は、調査票の記入に不備があり、就業していることはわかっているが、いずれの産業に分類すべきかわからない就業者のことを意味する。

イ) 産業各分野の低迷

- 村内総生産額は、平成17年（2005年）～平成19年（2007年）は40億円台を維持していたが、近年は30億円台の後半を低迷している。
- これを産業大分類別にみると、第三次産業が一貫して27億円台を維持しているのに対して、第二次産業がかつての10～11億円から近年はその半分程度になっていることと、第一次産業において年による変動が大きいことを反映している。
- 名目経済成長率の平均は、どの産業分野もマイナスで特に第二次産業の低迷が著しく、総生産ではマイナス3.7%となっている。

産業分類別村内総生産の推移



資料：平成24年度市町村経済統計書（高知県統計課）

※総生産額からは総資本形成に係る消費税が控除されているため、総生産額と産業分類の生産額合計とは一致しない。

名目経済成長率（対前年増加率(%)）

	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平均成長率
第一次産業	15.3	-32.2	16.4	-45.9	-39.3	196.4	9.0	-1.6
第二次産業	7.5	-22.2	-47.6	18.1	50.2	-18.8	-6.0	-11.8
第三次産業	0.5	0.7	-0.5	-2.4	1.0	-1.4	0.1	-0.1
計（総生産）	4.0	-9.6	-8.6	-5.7	5.3	3.6	0.2	-3.7

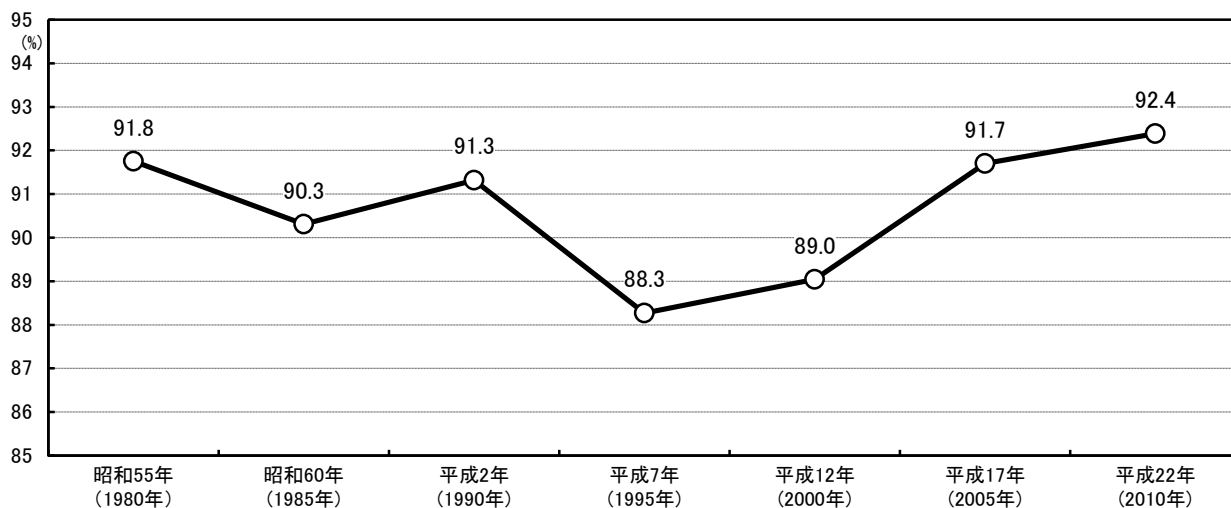
資料：平成24年度市町村経済統計書（高知県統計課）

ウ) 村内就業割合の低下

○通勤や通学で村内に流入する人、村外へ流出する人の状況を見ると、平成22年(2010年)の流入人口は183人、流出人口は309人で、差し引き126人の流出超過となっている。

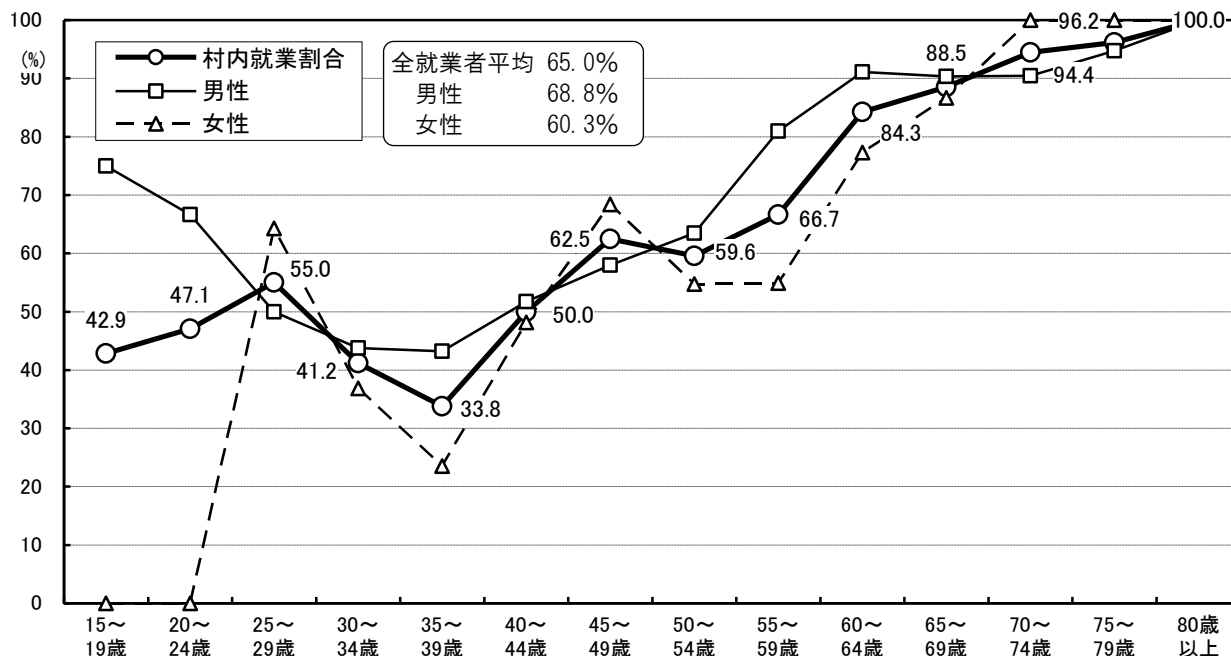
○年齢ごとの村内における就業者の割合を見ると、全就業者の平均は65.0%で、男性が68.8%であるのに対し、女性は60.3%となっており、24歳までの女性はすべて村外へ働きに出ている。

昼夜間人口比の推移



資料：国勢調査

就業者における年齢階級別村内就業割合〔平成22年(2010年)〕



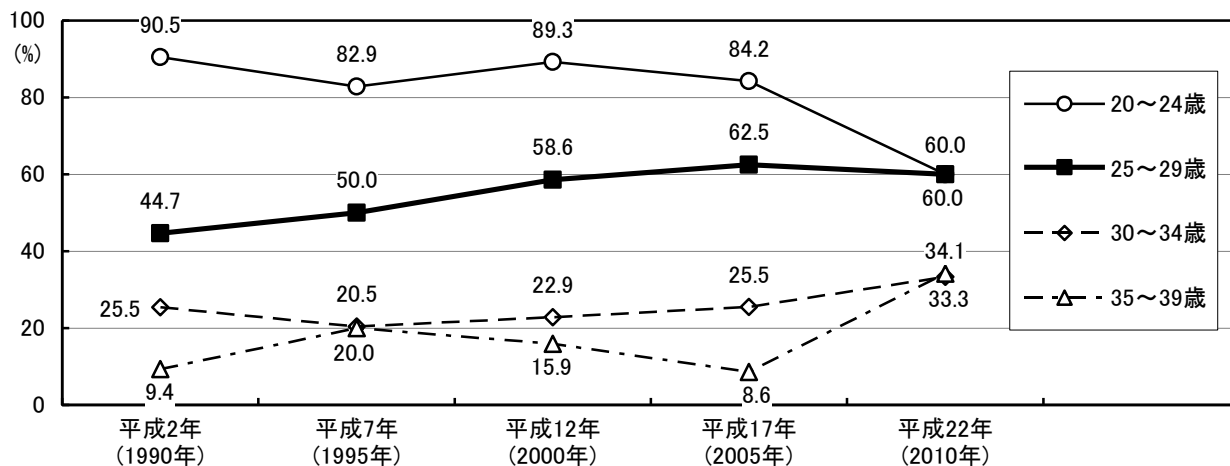
資料：国勢調査、従業地不詳分を除いた割合

エ) 少子化の加速

○25歳から29歳の女性では、平成2年(1990年)から平成22年(2010年)の20年間で未婚率が約1.3倍となっている。

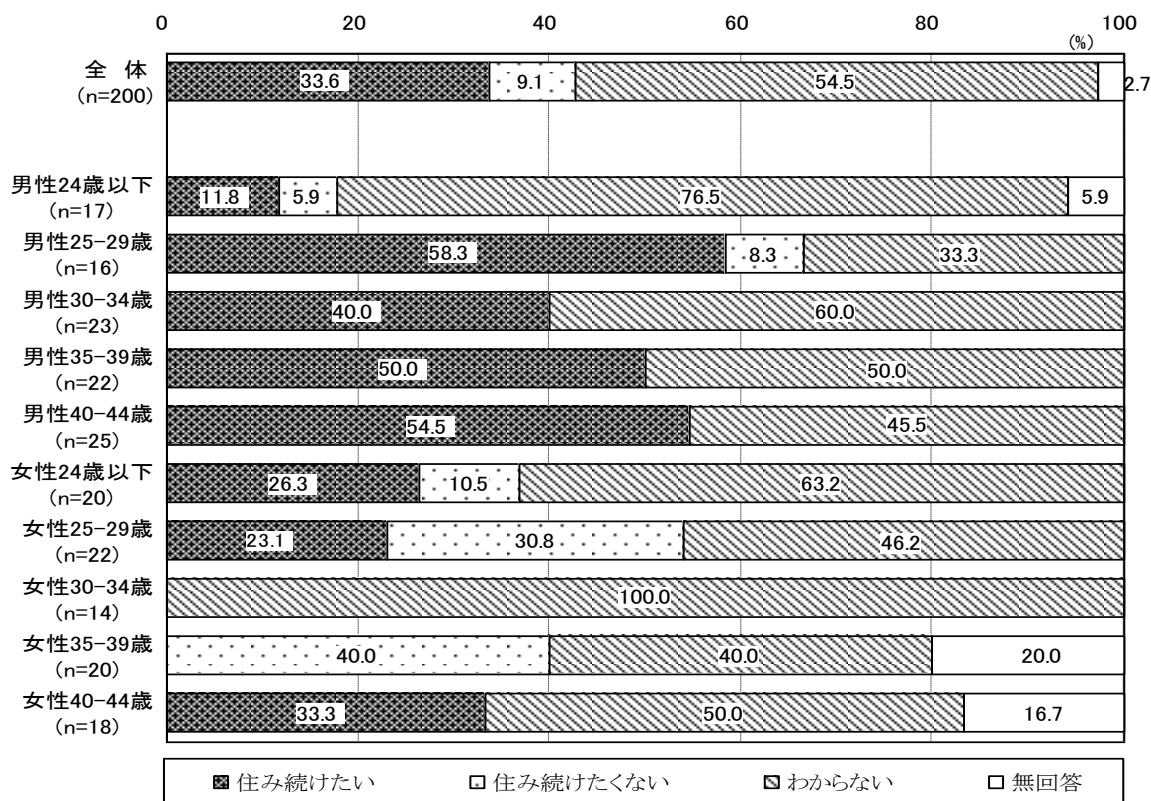
○アンケート結果によると、29歳以下の独身女性が「村に住み続けたい」と考えている割合は23～26%と低くなっている。

20・30歳代女性の未婚率の推移



資料：国勢調査

《 結婚後も三原村に住み続けたいか 》



資料：三原村「地方創生に関するアンケート」調査結果報告書

(2) 将来人口の推計

①国立社会保障・人口問題研究所の推計に準拠した推計

- 国の「まち・ひと・しごと創生本部」が配付した将来推計用ワークシートを用いて、算出した。
- 基準人口は、平成22年(2010年)10月1日現在の国勢調査人口としている。
- 推計にあたって、以下の4つの仮定値を用いているが、すべて初期設定である国立社会保障・人口問題研究所(社人研)による仮定値を採用している。

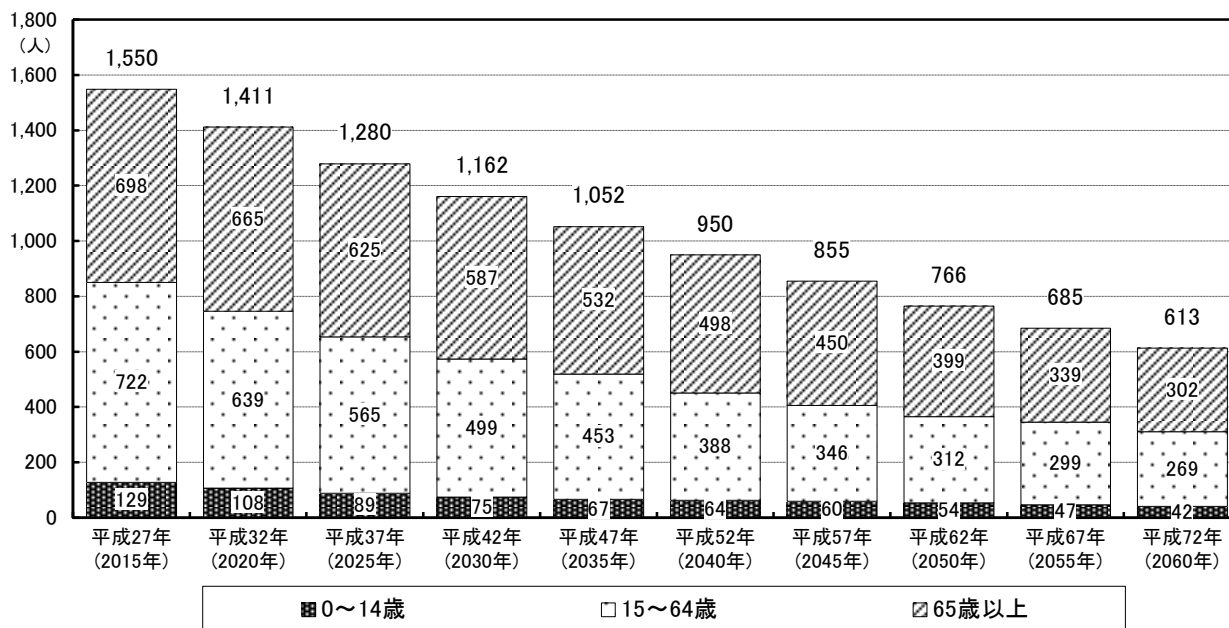
◇生 残 率：5歳刻みの各年代層が5年後に生存している割合
◇純 移 動 率：転入・転出の社会移動の結果、各年代層の5年後の人口がどうなるかを示す割合
◇子ども女性比：15～49歳の女性人口に占める0～4歳人口の割合
◇0～4歳性比：0～4歳人口における男女の割合

【仮定値】

	平成27年 (2015年)	平成32年 (2020年)	平成37年 (2025年)	平成42年 (2030年)	平成47年 (2035年)	平成52年以降 (2040年以降)
合計特殊出生率	1.36	1.33	1.30	1.30	1.31	1.31
出生に関する仮定	○平成22年(2010年)の全国の子ども女性比(15～49歳女性人口に対する0～4歳人口の比)と各市町村の子ども女性比との比をとり、その比が平成27年(2015年)以降平成52年(2040年)まで一定として市町村ごとに仮定。					
死亡に関する仮定	○55～59歳→60～64歳以下では、全国と都道府県の平成17年(2005年)→平成22年(2010年)の生残率の比から算出される生残率を都道府県内市町村に対して一律に適用。60～64歳→65～69歳以上では、上述に加えて、都道府県と市町村の平成12年(2000年)年→平成17年(2005年)の生残率の比から算出される生残率を市町村別に適用。					
移動に関する仮定	○平成17年(2005年)～平成22年(2010年)年の国勢調査実績に基づいて算出された純移動率が、平成27年(2015年)～平成32年(2020年)までに定率で0.5倍に縮小し、その後はその値を平成47年(2035年)～平成52(2040年)まで一定と仮定。					

- 推計の結果、今から45年後の平成72年(2060年)には、人口総数が約600人程度になるものと推計される。
- 65歳以上の老年人口の割合は平成42年(2030年)に50%を超え、その後、平成52年(2040年)にピークを迎える見込みである。また、0歳から14歳の年少人口の割合は7%前後で推移するものと思われる。

「国立社会保障・人口問題研究所の推計に準拠した推計」の推計結果



※少数点以下の端数処理の関係で、年齢別人口の合計値が人口総数と一致しない場合がある。

②日本創生会議の推計に準拠した推計

- 国の「まち・ひと・しごと創生本部」が配付した将来推計用ワークシートを用いて、算出した。
- 基準人口は、平成22年(2010年)10月1日現在の国勢調査人口としている。
- 国立社会保障・人口問題研究所の推計に準拠した推計とは移動に関する仮定が異なり、総移動数が平成22年(2010年)から平成27年(2015年)の推計値から概ね同水準で推移すると仮定している。

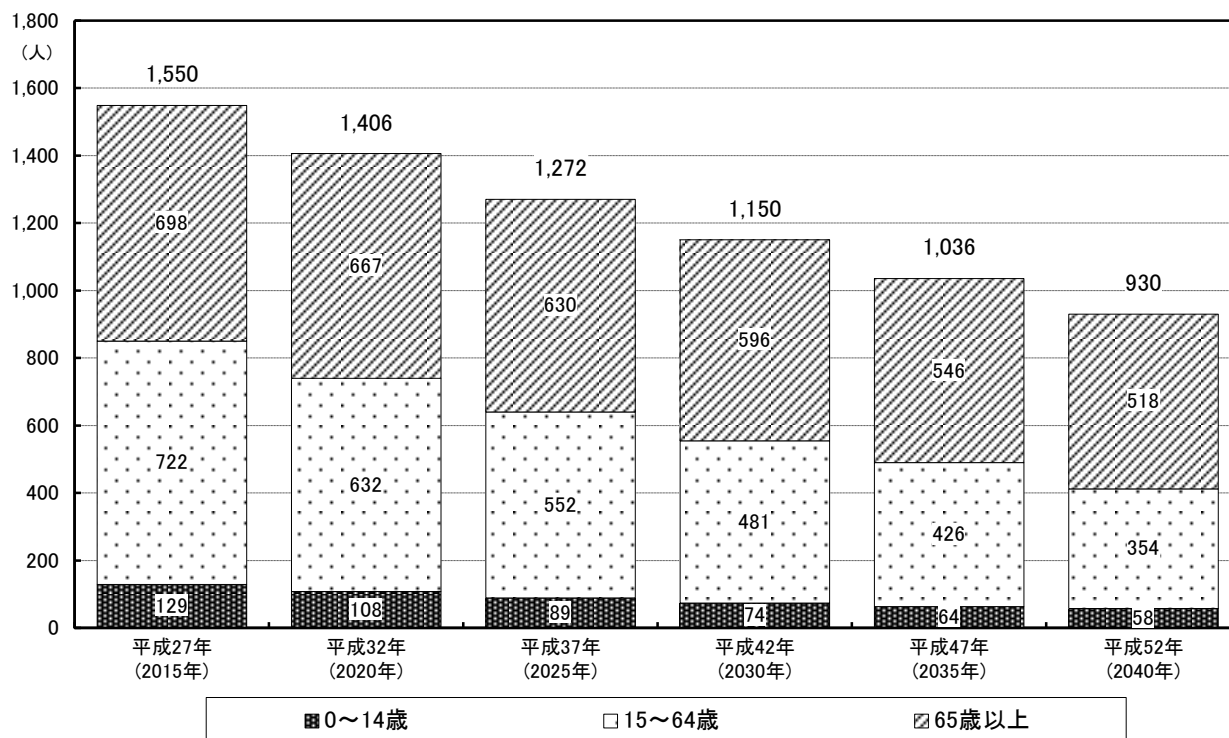
【仮定値】

	平成27年 (2015年)	平成32年 (2020年)	平成37年 (2025年)	平成42年 (2030年)	平成47年 (2035年)	平成52年以降 (2040年以降)
合計特殊出生率	1.36	1.33	1.30	1.30	1.31	1.31
出生に関する仮定	○平成22年(2010年)の全国の子ども女性比(15～49歳女性人口に対する0～4歳人口の比)と各市町村の子ども女性比との比をとり、その比が平成27年(2015年)以降平成52年(2040年)まで一定として市町村ごとに仮定。					
死亡に関する仮定	○55～59歳→60～64歳以下では、全国と都道府県の平成17年(2005年)→平成22年(2010年)の生残率の比から算出される生残率を都道府県内市町村に対して一律に適用。60～64歳→65～69歳以上では、上述に加えて、都道府県と市町村の平成12年(2000年)年→平成17年(2005年)の生残率の比から算出される生残率を市町村別に適用。					
移動に関する仮定	○全国の移動総数が、社人研の平成22年(2010年)～平成27年(2015年)の推計値から縮小せず、平成47年(2035年)～平成52年(2040年)まで概ね同水準で推移すると仮定。(社人研推計に比べて純移動率(の絶対値)が大きな値となる)					

○推計の結果、今から25年後の平成52年(2040年)には、人口総数が1,000人を下回るものと推計される。

○65歳以上の老年人口の割合は一貫して上昇していくものと思われる。

「日本創生会議の推計に準拠した推計」の推計結果



※少数点以下の端数処理の関係で、年齢別人口の合計値が人口総数と一致しない場合がある。

③独自ワークシートによる推計

ア) 基本的な考え方と推計にあたっての設定

○国のワークシートは、社人研の『日本の地域別将来推計人口』(平成25年3月推計)に準拠するもので、平成17年(2005年)と平成22年(2010年)の間の人口移動の実績をもとに設定された生残率、純移動率、子ども女性比、出生性比の仮定値を用いて自治体ごとに人口推計を行うものである。

○このため、平成22年(2010年)以降の人口移動の状況を反映する必要があるとともに、「総合戦略」など今後の行政施策展開に伴って見込まれる成果(例えば出生率の向上、UJIターンの誘導)など、政策的な見地から人口推計を行う必要がある。

○三原村では、社人研の推計方法に準拠した推計方法(コーホート要因法)を基本としながら、次項にあげるように各設定値を補正し、その結果得られた人口推計結果を「人口ビジョン」における将来人口推計として掲げるものとする。

【基準人口】

○基準人口は、平成27年(2015年)4月末現在の住民基本台帳人口(外国人を含む)としている。

【純移動率】

- 社人研の仮定値は、平成7年(1995年)と平成12年(2000年)の人口移動の実績をもとに設定されているが、三原村の社会動態は増減を繰り返しており、そのままの仮定値で推計すると、一時的な社会減の傾向がそのまま続いていくように推計される。
- また、「人口ビジョン」として、生活環境や各種支援施策の充実、県内外からの転入促進など、「総合戦略」等の施策効果を勘案して推計を行う必要がある。
- このため、将来人口推計にあたって、進学・就職に伴い転出する人の多い10歳代を除いて、基本的に社会増の状態が今後続くものと仮定し、社人研の仮定値に次のように補正をかける。
 - a. ファミリー層に相当する0～9歳と20～44歳の年齢層について社人研仮定値の2倍とする（ただし、転出超過の年代層はプラスマイナス逆転したうえで社人研仮定値の2倍とする）
 - b. 転出超過が著しい10～19歳の年齢層については社人研仮定値の0.5倍とする。

【0～4歳人口】

- 社人研の子ども女性比（15～49歳の女性人口に占める0～4歳人口の割合）の仮定値は、わずかに割合が高まっていくように設定されている。
- これに対し、国のワークシートと同じく合計特殊出生率に着目し、次の3パターンで合計特殊出生率のケース設定を行い、子ども女性比に換算して推計を行う。
- 国立社会保障・人口問題研究所によると、人口移動（転入・転出）がない場合、人口が長期的に増えも減りもせず一定となる出生の水準を「人口置換水準」と呼んでおり、合計特殊出生率の人口置換水準は、概ね2.07とされている。

【合計特殊出生率の仮定値】

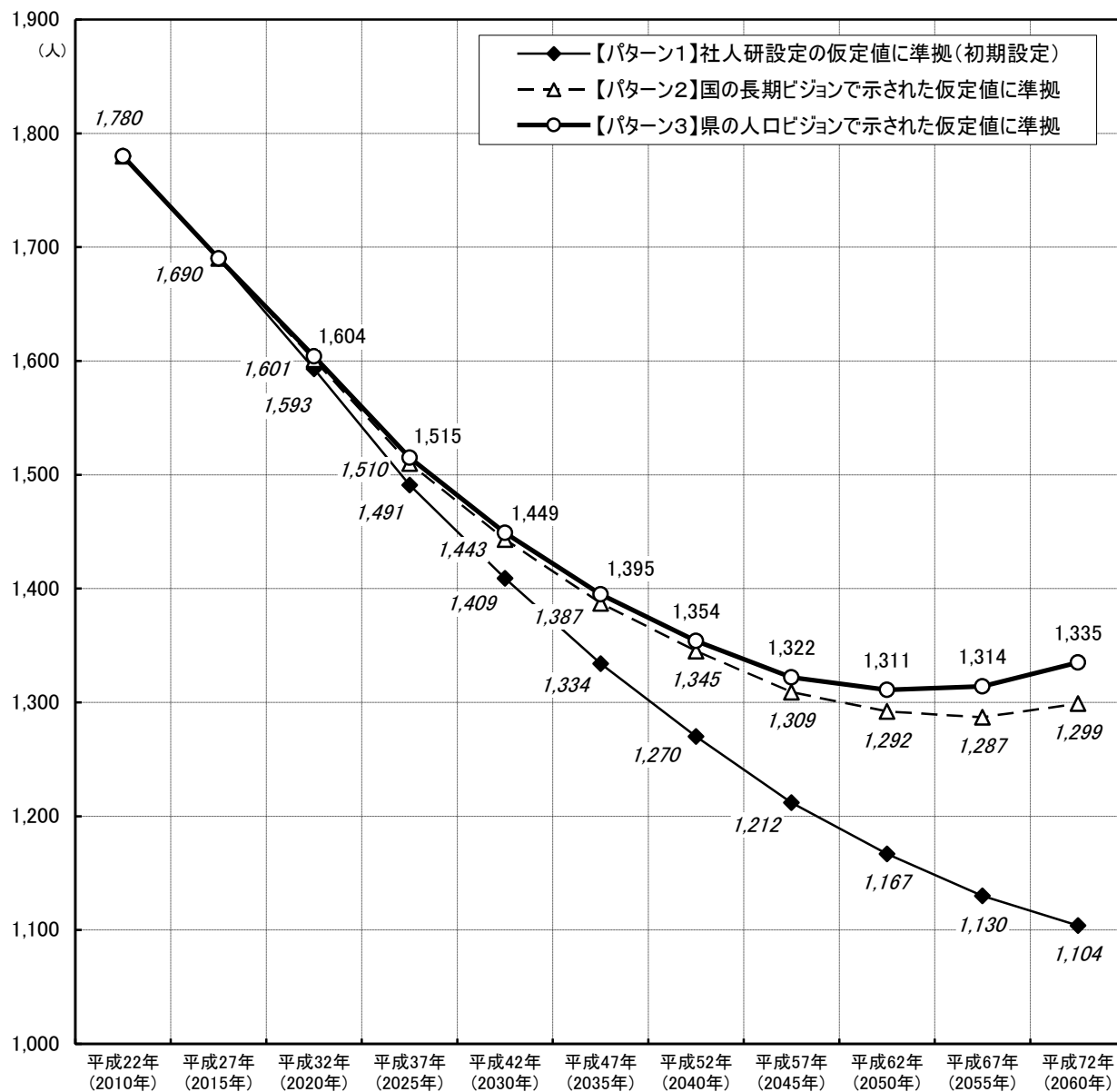
	平成27年 (2015年)	平成32年 (2020年)	平成37年 (2025年)	平成42年 (2030年)	平成47年 (2035年)	平成52年 (2040年)	平成57年 (2045年)	平成62年 (2050年)	平成67年 (2055年)	平成72年 (2060年)
【パターン1】 社人研設定の仮定値に 準拠（初期設定）	1.36	1.33	1.30	1.30	1.31	1.31	1.31	1.31	1.31	1.31
【パターン2】 国の長期ビジョンで示 された仮定値に準拠	1.55	1.60	1.70	1.80	1.94	2.07	2.07	2.07	2.07	2.07
【パターン3】 県の将来人口推計で示 された仮定値に準拠	1.63	1.70	1.77	1.84	1.96	2.07	2.17	2.27	2.27	2.27

※小数点第3位以下を四捨五入

イ) 独自ワークシートによる推計結果

○前項のケース設定の結果、今から45年後の平成72年(2060年)の人口総数は、約1,100人から約1,340人の間になるものと推計される。

独自ワークシートによる人口総数の推計結果

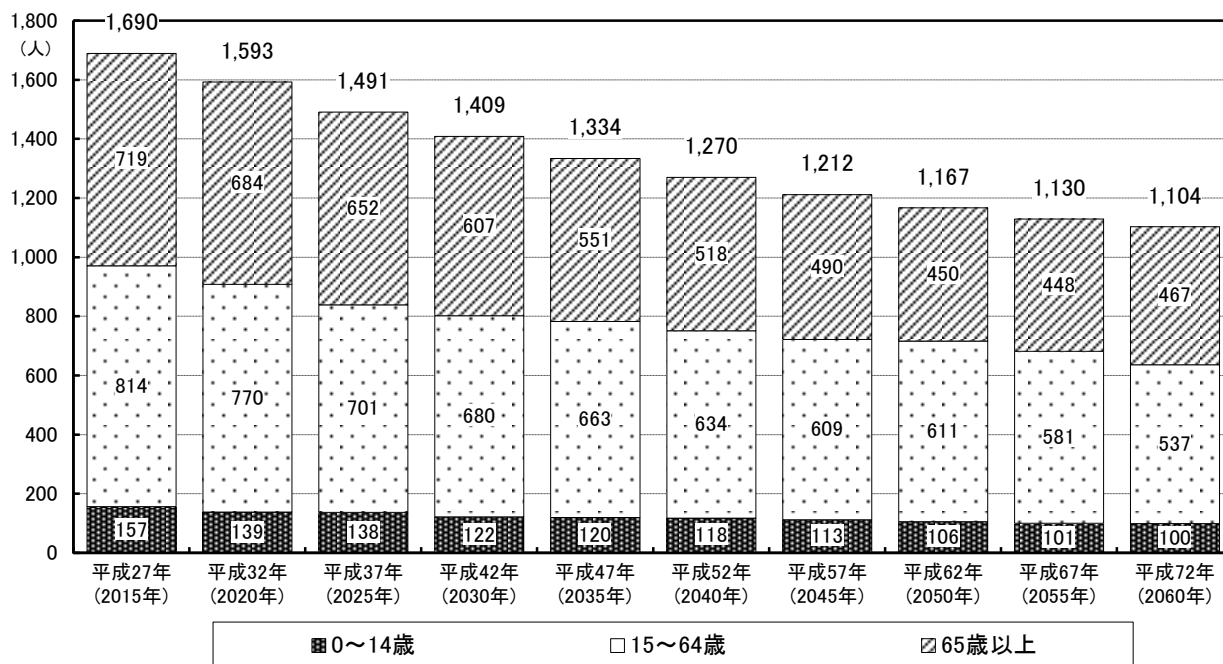


ウ) 推計結果の詳細

○人口総数の推計結果のうち、最も人口減少が著しいパターン1について、年齢構成を見ると以下のとおりとなる。

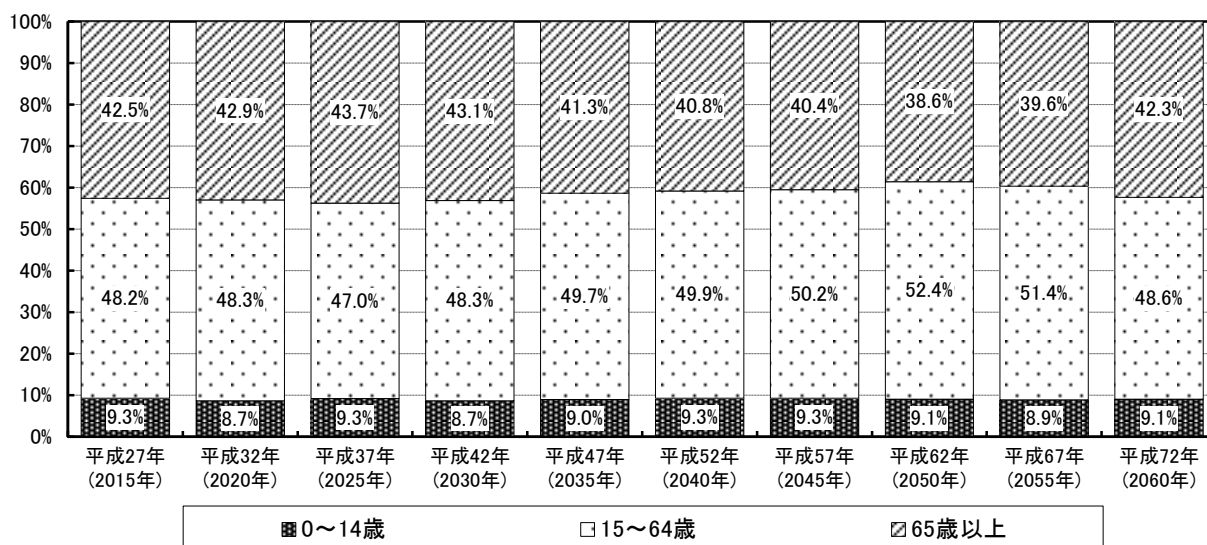
○65歳以上の老年人口の割合は、平成37年(2025年)の43.7%をピークとして、その後は横ばい状況に転じる見込みである。また、0歳から14歳の年少人口の割合は9%台で推移するものと思われる。

将来人口推計（パターン1）の年齢別人口



※少数点以下の端数処理の関係で、年齢別人口の合計値が人口総数と一致しない場合がある。

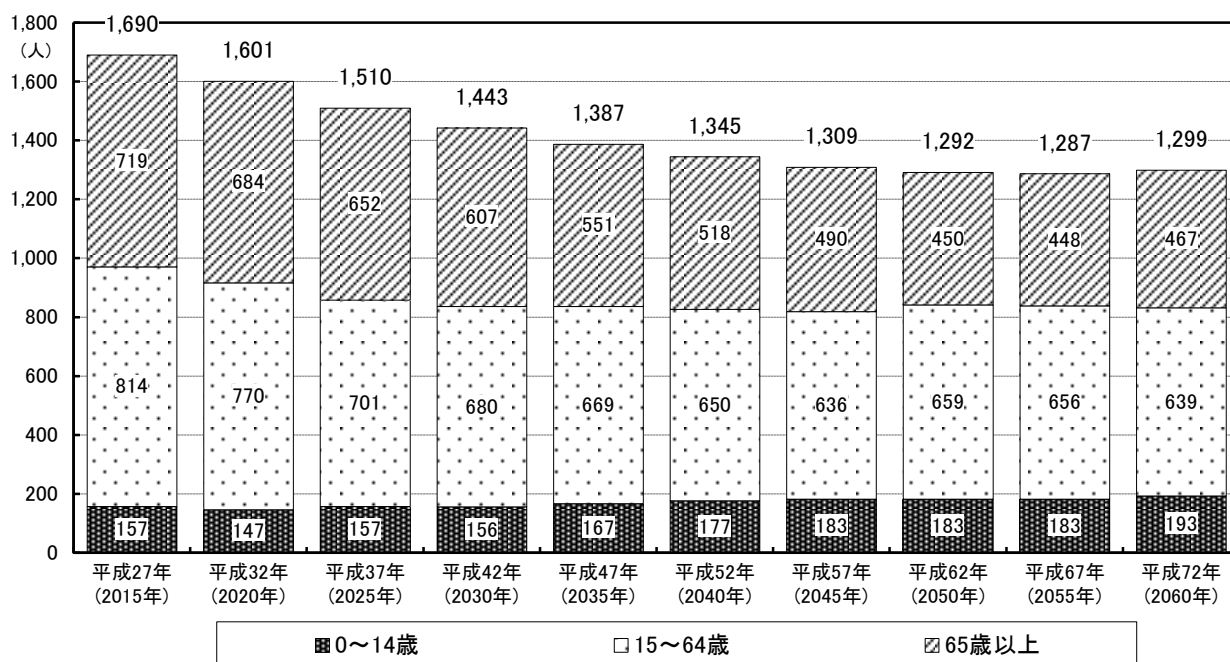
将来人口推計（パターン1）の年齢構成



○次に、人口総数の推計結果のうち、人口減少の具合が中程度のパターン2について、年齢構成を見ると以下のとおりとなる。

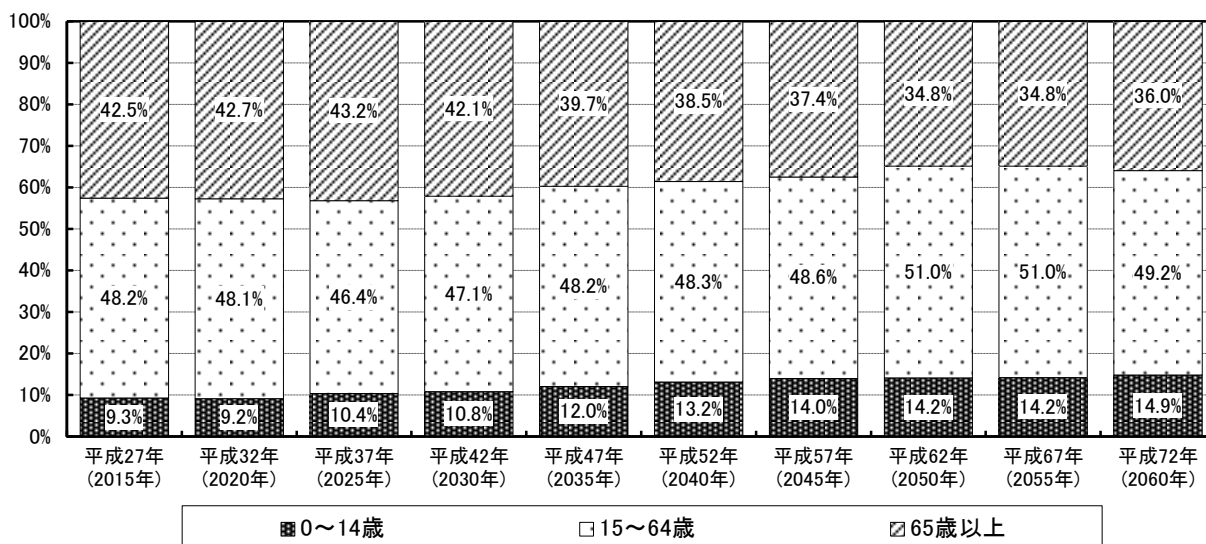
○65歳以上の老年人口の割合は、平成37年(2025年)まで上昇し、その後は低下していく見込みである。また、0歳から14歳の年少人口の割合は合計特殊出生率を現状より非常に高めに設定している(1.5程度→2.07)こともあり、15%近くに達すると思われる。

将来人口推計(パターン2)の年齢別人口



※少数点以下の端数処理の関係で、年齢別人口の合計値が人口総数と一致しない場合がある。

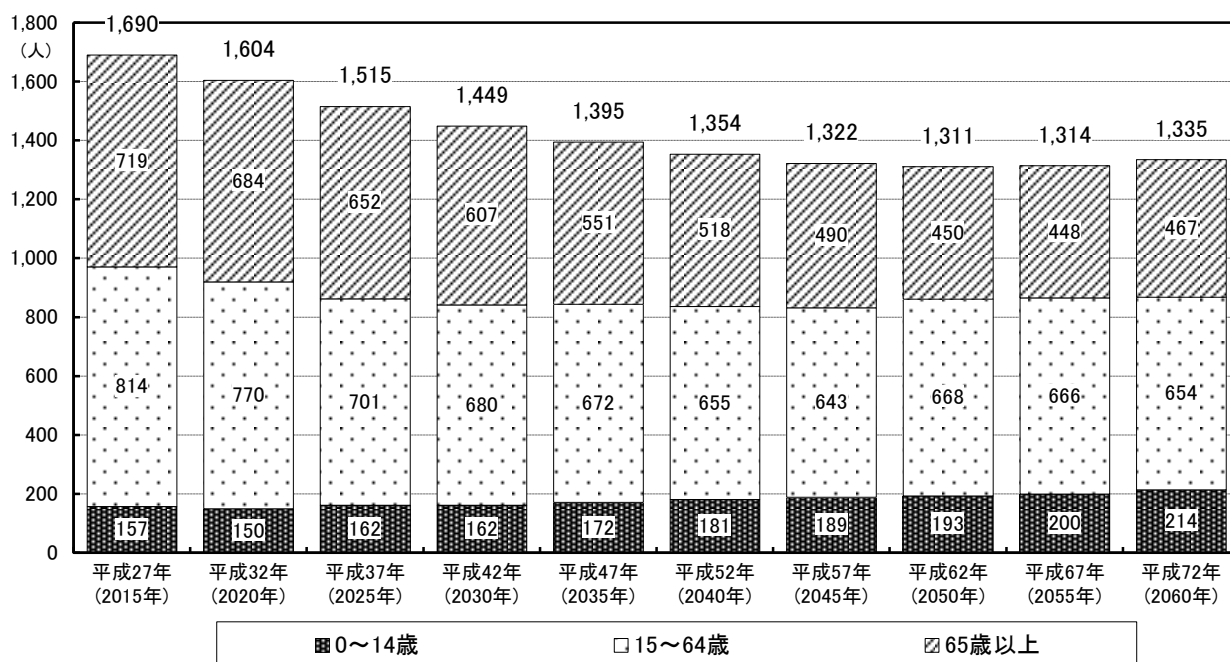
将来人口推計(パターン2)の年齢構成



○最後に、人口総数の推計結果のうち、最も人口減少が緩やかなパターン3について、年齢構成を見ると以下のとおりとなる。

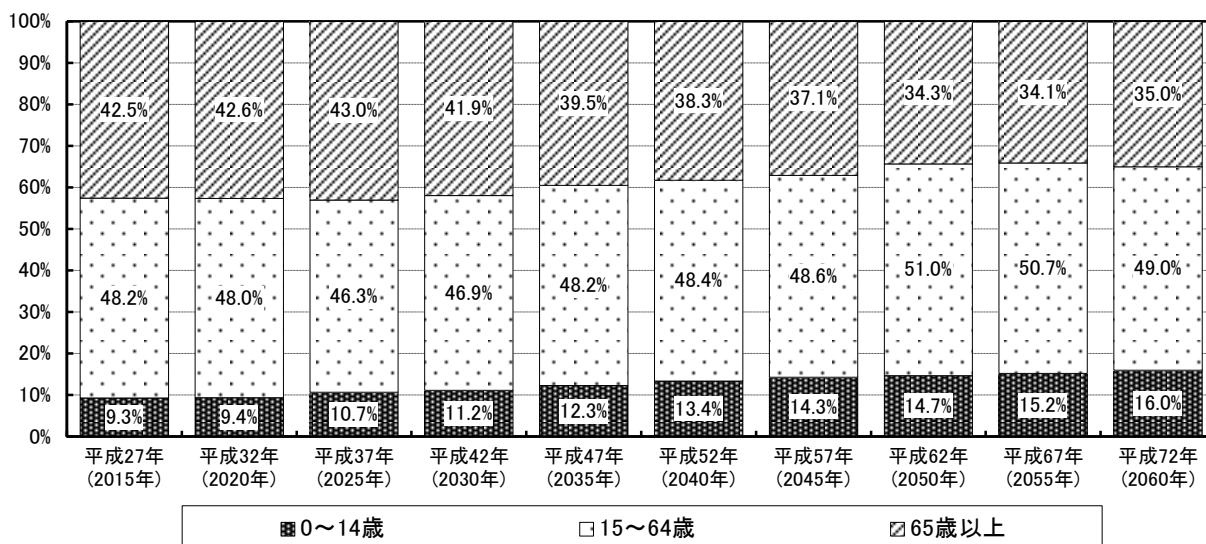
○65歳以上の老年人口の割合は、平成37年(2025年)まで上昇し、その後は低下していく見込みである。また、0歳から14歳の年少人口の割合は徐々に高まり16%に達するものと思われる。

将来人口推計（パターン3）の年齢別人口



※少数点以下の端数処理の関係で、年齢別人口の合計値が人口総数と一致しない場合がある。

将来人口推計（パターン3）の年齢構成



(3) 三原村が目指すべき方向

①人口をめぐる課題

ア) 自然減を主原因とする人口減少傾向の抑制

- 長らく人口減少が続き、少子高齢化が進んだ結果、現在は人口総数に占める65歳以上の高齢者の割合が42%を超える状況となっているが、その高齢者の人数もいよいよ減少に転じる兆しが見受けられる。この人口減少傾向は、特に自然減（出生数<死亡数）によるものであり、出生数の増加や年少人口を含むファミリー層の転入促進による少子化の抑制がとりわけ求められる。

イ) 加速する少子高齢化への対応

- 出生数に関しては、合計特殊出生率自体は全国や高知県平均と比べて低いわけではなく、親世代となる女性人口の減少が要因となっている。また、晩婚化・非婚化を背景に25～34歳の女性の未婚率が上昇しており、出産・子育て支援のさらなる充実などが求められる。
- 今後の推移によっては将来的に住民の2人に1人が高齢者という状況を迎える可能性もある。そうしたなか、長くなった高齢期をいきいきと自立して暮らせるよう健康づくり・介護予防や生きがいをいづくりに向けた取り組みを充実する必要がある。

ウ) 「まち・ひと・しごと」の魅力アップによる人口誘導

- 転入・転出の社会移動に関しては、緩やかな社会減（転入数<転出数）の状況にあるが、徐々に均衡が取れつつある。
- 村の活力という面で見ると、人口減少と高齢化に伴って労働力人口、就業者数の減少傾向が続いている。主産業である農業については平成7年(1995年)までの減少傾向から横ばい状況へ転じているが、その他の産業は軒並み就業者数が減少している。
- また、三原村の就業構造は、隣接する宿毛市や四万十市など近隣自治体へ働きに出る人も多く、各種産業の振興を図って村内における就業機会を拡大するとともに、三原村から通勤可能な自治体に居住する人々に、地価が安く自然が豊かな三原村で居住してもらえるように働きかけていくなど広域的な視点から対応を検討することが重要である。

②目指すべき方向

- これまでに見た人口動向の分析や推計から、人口の自然減が進む三原村では、人口が将来的に1,000人を割り込み、年少人口がわずか40～50人と、現在の3分の1以下に落ち込む可能性を秘めた人口危機に直面していることが明らかになった。
- しかし、合計特殊出生率が昭和30(1955)年代の水準近くまで回復し、転入促進による社会増を図ることができれば、人口は長期的に微減傾向ながらも、年少人口も150人から200人程度を確保し、社会経済的に自立した村として存在感を保っていけると考える。

○これらの結果を踏まえ、本「人口ビジョン」では、

平成72年(2060年)における人口総数の目安を1,335人 とする。

- 「人口ビジョン」の実現に向けて、当面の5か年は「総合戦略」に基づき、戦略的に施策展開を図っていく。
- 特に、出生数の増加や人口の流入をもたらす施策・事業をはじめ、「まち・ひと・しごと創生」に資する施策・事業に注力することにより、人口減少に歯止めをかけ、さらには、人口の維持・増加へとつなげていく。

「三原村創生総合戦略」の基本的な考え方

三原村創生総合戦略

●基本的視点

- 1 住みよく働きよい三原村
- 2 子どもがのびやかに育つ三原村
- 3 暮らしやすく活発な三原村

●基本目標

1. 産業振興により安定した雇用を創出する
2. 新しい人の流れをつくる
3. 子育て及び人づくりの環境整備
4. 地域の連携により人々の暮らしを守る

2 総合戦略の位置付けと地方創生に向けた本村の基本的な考え方

(1) 総合戦略の位置付け

本村の人口は長期にわたり大幅に減少しており、昭和 30 年の 3,639 人（国勢調査）から、平成 22 年には 1,681 人（同）と、この 55 年間ほどで 54%減少した。また、高齢化も進行しており、平成 27 年 8 月現在の高齢化率は 42.9%である。今後ともこのような状況が続くと、予算規模の縮小などによる公共サービスの質・量の低下、年齢構成のアンバランスによる社会保障における現役世代の負担の増大、さらに人口減少による経済の低迷と地域社会の衰退が危ぶまれ、さらに、このことが人口のさらなる村外流出を招くなど、様々な問題が懸念される。

こうした状況を克服し、地域を活性化していくため、本村では 2060 年（平成 72 年）の目標人口を 1,335 人と設定し、人口の社会増と出生率の増加を図るため、「雇用の創出」、「地域の活性化」、「住環境・子育て環境の整備」などの政策を盛り込んだ「三原村創生総合戦略」を策定する。具体的には雇用の確保や移住・定住促進に向けた住宅関連施策のほか、特に 20 歳代・30 歳代を中心とした子育て世代の村外流出の抑制と、移住・交流人口の拡大のため、子育て環境の整備、質の高い教育の提供、集落の活性化など魅力ある地域づくりを進め、若者の流出を防ぎ、転入を誘導することにより、長期的な出生数の向上につなげる。

現在本村が直面している、地域の経済的自立や少子高齢化の抑制という課題は、今後日本全体、そして世界でも課題になるものと考えられる。その意味で、本村は時代の最先端におり、人口 1,700 人弱の小さい村だからこそ、地域と行政が一体となったまちづくりが可能であり、また、時代の変化に柔軟かつ迅速に対応することが出来ることから、日本の、そして世界のモデルになれるように、課題解決先進地を目指していく。

三原村だからできる ～課題解決先進地三原村～

(2) 地方創生に向けた本村の基本的な考え方

今後進んでいく人口減少を最小限に抑えるためには、若者が地域にとどまることができるよう、産業を振興し、雇用を創出することが重要である。総合戦略では、三原村農業公社を中心とした「ユズの産地化事業」等により農業所得の増加を図るとともに、村内の豊富な森林資源を有効に利活用することで、農業と林業の複合経営を推進し、新たな雇用の増加に繋げていく。さらに、特産品の新たな開発や販売促進、近隣の市町村との連携による交流人口の拡大に向けた取り組み等を推進し、雇用の創出に努めていく。

さらに、村全体で産業や地域社会を担う担い手を確保するためには、若者の流出抑制や移

住による人口の増加が必要であり、住居、情報、子育て、教育環境等の整備をはじめ、移住関連情報の発信や担い手研修等の支援策の強化・充実により、新しい人の流れをつくりだしていく。

特に、子育て環境と教育環境の充実は、若者の定住、移住を誘導する上で最も重要な施策であり、重点的に取り組みを推進する。

誰もが安心して妊娠・出産・子育てが出来る環境を整えることは、出生率の向上にもつながるものであり、経済的な問題や仕事と育児の両立が難しい等の理由で、子どもを持つことを断念することのないよう、子育て支援策を強化する。

また、地域との絆を深めることにより、生まれ育った地域に愛着と誇りを持てる人材を育成することで、将来、地域社会に貢献することができる人づくりを進める。

これらの取り組みを、地域との連携をはかり総合的に進めるため、地域連携の拠点である「三原村集落活動センター」を中心に、地域の資源や特性を生かした産業づくり、生活の拠点となる店舗づくり、移住者の受け入れ、高齢者が生きがいを持って働く場の確保など、住民主体で地域の支え合いや活性化に向けた取り組みを促進することにより、地域住民が誇りと生きがいを持ち、互いにつながり支え合うことで人々の暮らしを守るための仕組みづくりを進めていく。

以上により、本村の総合戦略の基本目標として下記の4つを位置付け、取り組んでいく。

- 基本目標 1：産業振興により、安定した雇用を創出する
- 基本目標 2：新しい人の流れをつくる
- 基本目標 3：子育て及び人づくりの環境整備
- 基本目標 4：地域の連携により人々の暮らしを守る

(3) 総合戦略の計画期間

総合戦略の計画期間は、国や県の総合戦略との整合性を図るため、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間とする。

(4) 進捗管理体制

「三原村創生総合戦略」の実施にあたっては、年度ごとに、村長をトップとした庁内組織である「三原村創生推進本部」及び外部の委員で構成する「三原村創生推進審議会」により、PDCAサイクルによる政策効果等の検証を行うとともに、必要に応じ「総合戦略」の修正や見直しを行っていく。

3 基本目標と基本的方向、具体的な施策

<基本目標①> 「産業振興により安定した雇用を創出する」

【数値目標】

- ◎ユズ生産額（単年）・・・・・・・・・・平成 31 年度 50,000 千円
(平成 26 年度実績 16,740 千円)
- ◎新規林業就業者数（累計）・・・・・・・・平成 31 年度 6 人（平成 26 年度実績 0 人）
- ◎特産品加工グループ登録者数（累計）・・・平成 31 年度 82 人（平成 26 年度実績 24 人）
- ◎誘客数（単年）・・・・・・・・・・平成 31 年度 25,000 人
(各種イベント・年間宿泊者数) (平成 26 年度実績 13,239 人)

① 農業の振興

○基本的方向

三原村農業公社を活用し、ユズの生産を中心に多様な担い手の確保・育成を図りながら農地の集積を進め、生産性の向上を図るとともに、付加価値の高い農産物や加工品づくりを進め、農業所得の向上と雇用の創出を図る。また、農地を守る集落営農の組織化や法人化と農業の複合経営拠点化を推進する。

○具体的施策とKPI

ア) ユズの産地化

- ・若者が定住し、安心して出産・子育てするために必要な農業所得が主体的に確保できるよう、施設整備と機械導入による作業コストの軽減と品質管理・品質保証によるユズのブランド化を図るとともに、加工品の開発による販路拡大や残渣の有効利用に取り組んでいく。
- ・ユズの作付面積の拡張、生産量の増加に取り組む事業者を支援し、地域資源の活用による雇用の増加、生産量の安定確保による加工販売の促進を図る。
- ・三原村農業公社が実施する新規就農研修の終了後に、独立就農した研修生が、ユズを中心とした経営により農業所得を安定的に確保できるよう、営農指導員の設置など農業支援体制の強化を図る。

イ) 集落営農の推進

- ・集落営農のリーダー育成と新たな組織・法人化を図るとともに、農業と林業等の兼業による経営多角化の推進を図る。
- ・集落活動センターの活動の一つとして、各集落における高齢者の雇用創出と所得の向上を目指し、地域の特徴に応じた施設園芸を展開する。

ウ) 新規就農者の確保・育成

- ・地域の農業を支える担い手づくりを進めるため、新規就農者の確保、青年就農給付金等を活用した営農定着に向けた研修会の実施、就農後の営農指導などの支援を展開していく。
- ・新規就農者を確保するため、県の農業担い手育成センター等と連携し、村の就農関連情報の発信に努めるとともに、県内外で開催される就農相談会等へ積極的に参加する。

エ) 米、野菜等の総合戦略の確立

- ・良米の産地として高い評価を受けている本村の米（三原米）の販路拡大を推進し、そのブランド化を図る。
- ・農業の担い手不足が進む中、三原村農業公社を通じて、ユズ、ブロッコリー、オクラ等を主体とした生産面や流通面での指導を行い、担い手としての人材育成を図る。

オ) 農地の維持

- ・新規就農者や高齢者に対する支援を展開することにより、人口減少の抑制や担い手育成を図り、それを農地の維持と集落の活性化に繋げる。

K P I

- ユズ作付面積（累計）：平成 31 年度 50.0ha（平成 26 年度実績 36.3ha）
- ユズ生産量（単年）：平成 31 年度 500 t（平成 26 年度実績 103 t）
- 農業公社ユズ関連就労者数（単年）：平成 31 年度 50 名（平成 26 年度実績 6 名）
- 集落営農組織数（累計）：平成 31 年度 3 組織（平成 26 年度実績 1 組織）
- 集落営農法人数（累計）：平成 31 年度 1 組織（平成 26 年度実績 0 組織）
- 新規就農研修者数（累計）：平成 31 年度 18 名（平成 26 年度実績 13 名）
- 農業生産者人材育成雇用数（単年）：平成 31 年度 10 名（平成 26 年度実績 10 名）
- 営農指導員雇用数（累計）：平成 31 年度 2 名（平成 26 年度 0 名）
- 新規就農者数（累計）：平成 31 年度 11 名（平成 27 年度実績 6 人）
- 多面的機能支払交付金事業実施地区数（累計）：平成 31 年度 13 地区
（平成 27 年度実績 12 地区）
- 中山間地域等直接支払交付金事業実施地区数（累計）：平成 31 年度 13 地区
（平成 27 年度実績 2 地区）

具 体 的 な 事 業
・三原村ユズ生産推進事業
・ユズ関連施設整備事業
・高知県集落営農支援事業
⑩園芸用ハウス整備事業
・青年就農給付金（準備型・経営開始型・推進事務費）
・新規就農研修支援事業
⑩良質米としてブランド化・産地化を図る
・農村漁村振興整備交付金
⑩営農指導員の配置整備
⑩農村集落活性化事業
・農業生産者人材育成事業
・三原村ユズ産地加速化事業
⑩中山間地域所得向上支援事業
・多面的機能支払交付金事業
・中山間地域等直接支払交付金事業

② 林業の振興

○基本的方向

森林資源の効率的な活用により、生産性の向上と、新たな雇用の創出に繋げていく。

○具体的施策とK P I

ア) 原木生産量の拡大

- ・森林作業道の整備、森林施業の集約化の促進、自伐林家等への支援の充実等により、民有林の間伐面積の増加を図る。
- ・村有林の作業道整備と間伐、伐採適齢期に達している村有林の皆伐を実施する。
- ・村有林の皆伐跡地を適切に管理していく中で、村有林の一部をクヌギ等の皆伐までのサイクルが短い樹種を植林するなど、スギ、ヒノキ等の人工林の伐採に併せて常に安定した原木供給が可能な仕組みを構築する。

イ) 森林の保全

- ・民有林の皆伐跡地への再造林や、再造林に併せて実施する獣害防除対策等への支援を強化することにより、森林の適切な保全を図る。

・オフセット・クレジット制度を活用した森林整備を推進する。

・伐採適齢期となった村有林の皆伐を実施するとともに、長伐期施業に適した村有林については適切に施業し、優良な大径木を育成する。

ウ) 村産材の利用

・村産材を使用した住宅を整備するとともに、公共建築物等への木材の利用を促進する。

エ) 雇用の促進

・原木生産量の拡大を図ることにより村内の林業事業者の事業量を増加させ、林業労働者の雇用の場を創出する。

・村有林の皆伐実施に伴う皆伐跡地への植栽、下刈等の施業では、林業事業者を含め、村内の農業従事者等にも参入を促し、春は農業、冬は林業といった、年間を通して農林業に従事できる仕組みを構築する。

K P I

- 間伐面積（累計）：平成 31 年度 63.5 h a （平成 27 年度実績 22.0 h a）
- 原木生産量（単年）：平成 31 年度 2,500 m³/年（平成 26 年度実績 1,319 m³）
- 村産材使用公共施設数（累計）：平成 31 年度 5 棟（平成 27 年度実績 3 棟）

具 体 的 な 事 業

・ 民有林の間伐、作業道開設等への支援（緊急間伐総合支援事業、環境林整備事業）
・ 森林経営計画策定の促進（森林整備地域活動支援交付金）
・ 皆伐跡地の再造林や、植栽後の獣害防除対策等の支援（森林資源再生支援事業）
・ 林業事業者への新規林業就業者雇用・育成に対する助成（緑の新規就業総合支援事業等）
・ 村が整備する公共建築物における村産材の利用促進（公民館・村営住宅等）
・ 特用林産物生産に対する支援（地域林業総合支援事業）
・ 里山林保全に対する支援（森林・山村多面的機能発揮対策交付金）

③ 食品等製造業の振興、地産地消の徹底、外商の推進

○ 基本的方向

特産品加工グループを育成しながら、地場産品を使った商品の開発を強化し、ニーズを踏まえた外商活動を支援していくとともに、農家と連携した地場産品の給食利用等を促進し地産地消を推進する。

○具体的施策とK P I

ア) 地域の資源や農産物を活用した特産品の推進

- ・どぶろくやユズ、トマトなど農産品に付加価値をつけた新たな商品開発、販路拡大などへの支援を展開する。
- ・三原村集落活動センターと連携し、地域の農産物を活用した新たな商品開発や販路拡大等に取り組む加工グループ団体等を育成・支援する。
- ・農業における雇用と所得の向上を図るため、農業公社等による農産物の生産・加工・販売の一体化や、地域資源を活用した産業の創出を促進するなど、6次産業化を図っていく。
- ・石質日本一とも言われる本村採掘の硯原石を加工する土佐硯の生産及び販売を支援する。

イ) 地産地消の推進

- ・「みはらのじまんや」等における品揃えの充実などにより、村民が村内での消費を高めることを啓発、促進する。生産地としての生産力の強化、地産地消に対する意識向上、地域産品の販路拡大、住宅・施設等への村産材の利用促進、農家と連携した地場産品の給食利用の促進など、多方面から施策を展開していくことで、地産地消の推進を図る。

ウ) 外商の推進

- ・村外からの外貨を稼ぐため、商談会やフェア等への出展、ニーズを踏まえた商品の磨き上げ支援などの外商活動を支援する。
- ・高知県地産外商公社や県の県外事務所等と連携した支援体制の構築や地域の事業者の県外商談会等への参加の促進などにより、集落活動センターを拠点とした特産品の販路拡大に繋がる取り組みを進める。

K P I

- 加工グループ数（累計）：平成 31 年度 7 グループ（平成 26 年度実績 2 グループ）
- ユズ加工品販売額（単年）：平成 31 年度 18,000 千円（平成 26 年度実績 4,269 千円）
- 買い物拠点施設みはらのじまんやでの直販販売額（単年）
平成 31 年度 18,000 千円（平成 26 年度実績 16,323 千円）
- 学校給食の食材の地元業者の活用割合（金額ベース）（単年）
平成 31 年度 50%（平成 26 年度実績 39.7%）
- 村産材使用公共施設数（累計）
平成 31 年度 5 件（平成 26 年度実績 3 件）
- 特産品販売額（単年）：平成 31 年度 54,000 千円（平成 26 年度実績 34,334 千円）

具 体 的 な 事 業
・ 試作品づくり（6次産業化ネットワーク活動交付金、高知県地域づくり支援事業）
・ 地域づくり支援（集落活動センター推進補助金等）
・ 販路拡大事業（6次産業化ネットワーク活動交付金）
・ 農産物の栽培支援（こうち農業確立支援事業、集落活動センター推進補助金、園芸ハウス整備事業等）
・ 商品開発・商談会等参加支援（高知県産業振興推進総合支援事業、高知県地域づくり支援事業）
・ 販路拡大事業（集落活動センター推進補助金等）

④ 観光の振興

○基本的方向

県や幡多地域の市町村と連携し、幡多広域における地域資源を活用した独自の観光メニュー開発や、スポーツツーリズムの振興を進めることにより、本村への誘客促進に繋げていく。

○具体的施策とKPI

ア) 観光商品をつくる

- ・ ユズ収穫、田植えなどの農業体験や土佐硯づくり体験など、三原らしさを取り入れた体験メニューを充実するとともに、農業公社や集落活動センター等を中心として農林産物や加工品の特産品開発に取り組む。
- ・ 村内の観光受入事業者に対して、セミナーや研修等への参加を促進し、個々の資質の向上を図るとともに、地域の観光資源の磨き上げを図る。

イ) 観光商品を売る

- ・ セミナーや研修等で学んできた成果を活かして、市場のニーズやターゲットに合った新商品の検討に取り組む。
- ・ 県や近隣市町村と連携して、「ふれあい広場」を活用したスポーツツーリズムの確立に向けた取り組みを進める。

ウ) もてなす（リピーターを確保する）

- ・ 宿泊客や遍路等の来村者に対し、HP等による観光情報の発信を積極的に行うとともに、Wi-Fiなど情報インフラの整備を進め、その利便性を高める。

- ・年々増加する外国人観光客に対応するための観光案内板やパンフレットの多言語化の整備を図る。

エ) ヒメノボタンの里の展開

- ・星ヶ丘公園を核にしたヒメノボタンの里づくりの取り組みを更に充実させ、交流人口の拡大により外貨を獲得する仕組みづくりを進め、特産品の消費拡大へ繋げる。

オ) 幡多広域観光協議会との連携推進（「四万十・足摺エリア誘客促進連携事業」の展開）

- ・幡多広域観光協議会を核とした広域連携の取り組みを進めることにより、本村への誘客促進に繋げる。

- ・周辺を山や川などに囲まれた豊かな自然環境のもと、村内の農家民宿、農家レストランや濁酒特区の取り組み等を活かして、交流人口の拡大や滞在型体験型観光を推進する。

K P I

- 観光体験メニュー数（累計）
平成 31 年度 3 メニュー（6 ヶ所）（平成 26 年度 2 メニュー（2 ヶ所））
- スポーツツーリズム推進による利用者数（単年）
平成 31 年度 5,000 人（平成 26 年度実績 3,970 人）
- 観光情報や通信整備完備施設箇所
平成 31 年度までに公共施設を整備する（役場、農業構造改善センター等）
- 多言語化のパンフレットや観光案内板の整備件数（累計）
パンフレット平成 31 年度 1 冊（平成 26 年度実績 0 冊）
観光案内板平成 31 年度 3 箇所（平成 26 年度実績 1 箇所）
- 星ヶ丘公園年間客数（単年）： H31 年度 10,000 人 H26 年度実績 4,100 人
- 幡多広域観光協議会を中心とした連携事業での観光客数（単年）
平成 31 年度 1,110 人（平成 26 年度実績 0 人）
- 農家民宿宿泊数（単年）：平成 31 年度 800 人（平成 26 年度実績 689 人）
- 広域における一般観光客数（単年）：平成 31 年度 129.25 万人
（平成 26 年度実績 123.9 万人）
- 広域におけるスポーツ客数（単年）：平成 31 年度 101,500 人
（平成 25 年度実績 91,551 人）
- 広域における外国人延べ宿泊数（単年）：平成 31 年度 14,700 人泊
（平成 26 年度実績 7,750 人泊）
- 広域組織に求められる 5 つの機能強化

具 体 的 な 事 業
⑧体験メニュー開発支援
⑧地域観光資源の磨き上げ支援（集落活動センター推進補助金等）
⑧ニーズ調査支援（高知県産業振興アドバイザー制度）
⑧ふれあい広場の利用推進（スポーツツーリズム推進事業等）
⑧観光案内板の多言語化、Wi-Fi 環境整備等（おもてなし基盤整備事業、三原村 HP 等充実事業）
⑧農泊推進事業（農山漁村振興交付金）
・観光拠点施設整備（集落活動センター推進補助金等）
・環境整備事業（観光案内板等整備事業、三原村ヒメノボタンの里めぐり事業）
・観光振興に係わる組織の強化（集落活動センター推進補助金等）
⑧一般旅行者の誘客を促進するため、旅行商品の造成・磨き上げ、旅行素材集の作成等（四万十・足摺エリア誘客促進連携事業）
⑧スポーツ客の誘客を促進するため、実態調査を踏まえた戦略の策定・HP 整備等（四万十・足摺エリア誘客促進連携事業）
⑧訪日外国人の誘客を促進するため、実態調査を踏まえた計画、戦略の策定、広域ガイドマップ等の多言語化の実施（四万十・足摺エリア誘客促進連携事業）
⑧組織の体制強化・収益向上のため、ビッグデータ・ニーズ等分析動態調査、キャラクターグッズのテストマーケティングの実施（四万十・足摺エリア誘客促進連携事業）
・四万十・足摺エリア版DMOによる広域観光推進連携事業

<基本目標②> 「新しい人の流れをつくる」

【数値目標】

◎村外からの移住者数（累計）・・・平成31年度 20人（H26年度実績7人）

○基本的方向

・移住の促進

空き家改修等の支援を通じて、定住しやすい環境を整備するとともに、それらの取り組みを積極的に村外に情報発信していくことで、本村への移住を促進する。また、就農希望の移住者の受け入れ体制を整え、農業の担い手育成にも繋げていく。

・担い手の確保

農林業等が連携し、それぞれの分野で雇用の創出に取り組んでいくことで、年間を通した雇用の場を確保するとともに、関係機関と連携した研修事業等を通じて、高齢化が進む1次産業や伝統工芸の担い手を確保していく。

○具体的施策とKPI

① 移住の促進

・「三原を知って、好きになってもらう」、「移住に関心を持ってもらう」、「移住に向けた主体的な行動に移ってもらう」ために、雇用、住居、生活サービスなどの充実に総合的に取り組んでいく。

・「定住するなら三原村」というイメージをもってもらえるよう、「住む場所」、「子育て環境」、「農林業による雇用環境の整備」など実効性の高い政策を実施し、移住希望者の関心を引き付ける情報をホームページ等を通じて発信していく。

・広く三原村の良さを知ってもらい、魅力を感じて、好印象をもってもらうために、村外（県外含む）への情報発信を充実強化する。

② 住環境の整備

・三原村集落活動センター等と連携し、移住者向けの空き家改修や村営賃貸住宅の整備等を推進することにより、移住者にとって移住・定住しやすい環境を整備するとともに、就農者に対しては移住促進共同住宅等に関する情報提供に取り組んでいく。

・星ヶ丘団地の宅地分譲について、若年層に対する特典をさらに拡大する等、価格を再検討し、村で居住することの魅力を高める。

③ 情報環境の整備

- ・超高速ブロードバンドやWi-Fi環境を整備して情報格差を是正し、移住者、起業家などのニーズに対応するとともに、地域活性化や産業振興の基盤として活用する。

④ 担い手の確保

- ・高齢化が進むことによって第1次産業の担い手の減少が危ぶまれることから、各種の研修事業等を活用し、担い手を確保していく。
- ・県の農業担い手育成センターと連携して、情報発信に努めるとともに、県外で開催される就業相談会（U・Iターン）等において、就業希望者に対して米作、ユズ生産等の研修・支援事業等をPRして農業後継者の確保に繋げる。
- ・三原村農業公社においては、研修生などに対してユズや露地野菜等の栽培に係る研修を実施し、独立就農した後は、ユズ栽培を中心とした農業所得を安定的に確保できるよう継続して支援を行う。
- ・林業については、木材需要や単価の低迷など厳しい状況下にあることから、森林作業道の整備、森林施業の集約化を進めることにより、効率的に原木生産量の拡大を図るなど、森林事業体での雇用の場を増やし、担い手としての人材を確保していく。
- ・本村採掘の硯原石を加工する職人の後継者を確保、育成するため、土佐硯石加工生産組合が実施する研修及び研修生の受け入れを支援する。

K P I

- 移住相談件数（単年）：平成31年度100件（平成26年度実績71件）
- 移住促進共同住宅利用日数（累計）平成31年度1,460日（平成26年度実績74日）
- 居住可能な空き家の整備数（累計）：平成31年度20件（平成26年度実績0件）
- 村営住宅整備数（累計）：平成31年度10棟（平成26年度実績0棟）
- 星ヶ丘団地の宅地購入数（累計）：平成31年度50区画（平成26年度実績37区画）
- 超高速ブロードバンドを平成31年度までに整備
- 超高速ブロードバンド村内カバー率（累計）：平成31年度100%（平成27年度実績0%）
- 公共施設にWi-Fi設備を平成31年度までに整備（役場・農業構造センター等）
- 新規就農研修者数（累計）：平成31年度18人（平成26年度実績13人）
- ユズ従事者数（単年）：平成31年度100人（平成26年度実績64人）
- 営農指導員雇用数（累計）：平成31年度2人（平成26年度実績0人）
- デジタル防災・行政無線を平成31年度までに整備
- 汚水処理人口普及率（累計）：平成31年度66.1%（平成27年度実績64.3%）

具 体 的 な 事 業
・三原村ホームページの充実事業
・各種メディアを通じた情報発信の強化（情報発信推進事業）
・移住相談会、移住フェア、移住体験ツアーの実施（情報発信推進事業、集落活動センター推進事業）
・移住相談員の配置促進（移住促進事業）
㊦地域おこし協力隊員の配置促進（地域おこし協力隊事業）
・地域への受入環境整備（集落活動センター推進事業）
・移住希望者を受け入れるための住宅改修（移住促進事業）
・調査員による空き家個数の把握と所有者への空き家提供の勧奨事業
㊦空き家改修についての村独自の助成事業（移住者対象に限定し、かつ所有者と移住者との間で契約が成立し、今後定住することが確認できるケースについての助成）
・移住促進研修棟のPRの充実（ホームページ掲載等）
㊦分校跡地等を活用した移住者向けの村営賃貸住宅整備
㊦宅地の価格の再検討や若年層に対しての特典のさらなる拡大についての提案
㊦宅地の購入者への特典についてホームページ等でのPR、周知
㊦超高速ブロードバンド整備事業（情報通信利用環境整備推進事業）
㊦公衆無線LAN環境整備事業（観光・防災Wi-Fiステーション整備事業）
㊦デジタル防災行政無線整備事業（緊急防災・減災事業）
・担い手協議会に位置づけた支援チームによる、相談・研修から就農までの支援（長期研修の実施など）、研修手当・青年就農給付金の支給
・新規就農研修支援事業（再掲）
・農業生産者人材育成事業（再掲）
㊦営農指導員育成事業（再掲）
・林業事業体への新規林業就業者雇用・育成に対する助成（緑の新規就業総合支援事業等）（再掲）
・伝統的工芸品産業等後継者育成対策事業
㊦生活排水環境整備事業

<基本目標③> 「子育て及び人づくりの環境整備」

【数値目標】

◎ 0～4歳児人口（単年）・・・ 平成31年度 50人（平成27年3月末現在 51人）

○基本的方向

・安心して子育てできるための環境整備

誰もが安心して妊娠、出産、子育てができるよう妊産婦・乳幼児等に関する保健事業を充実するとともに、保育サービスの拡充や負担軽減、就学前の教育、高齢者の生きがいづくりに資する地域による子育て支援の拡充に取り組んでいくことで女性が働きながら子育てできる環境づくりを整備していく。

・人材の育成

特色のある教育の推進と地域全体での教育支援を充実することで、地域に誇りを持ち村の将来を担う人材を育成していく。

○具体的施策と KPI

① 妊娠・出産・子どもの健康のための環境整備

・誰もが安心して妊娠・出産できるよう、妊産婦、乳幼児に対する保健の充実、不妊に悩む方に対する助成、小児慢性特定疾患対策の推進、周産期及び小児医療体制の情報提供を図る。

・子どもの医療費については、満18歳に達する日以降における最初の3月末までの者に拡充して助成する。

② 子育て支援策の充実

・子育てしながら安心して働き続けられるよう、保育サービスの充実や子育てにかかる経済的負担の軽減、安心して子育てできる生活環境の整備等を行う。

・子ども・子育て支援新制度に基づき、就学前の教育、保育、地域の子育て支援などの取り組みについて、保・小・中の連携をさらに強化し、一貫した教育、保育環境を整え、量的拡充と質の向上を図る。

③ 女性や高齢者が働き続けるための環境整備

・女性が働き続けるための環境整備

多様なニーズに対応した保育サービスや放課後の学びの場の充実、子育てしやすい職場

環境づくりの促進など、女性の活躍の基盤となる、働きながら安心して子育てができる環境づくりを推進する。

- ・ 高齢者が活躍できるための環境の整備

村内の高齢者の労働意欲は高いことから、高齢者の能力を活かせる就労の場の確保に努める。また、高齢者が地域の支えとして活躍できるよう、地域の実情を把握しながら、健康づくりと生きがいづくりのための活動を支援する。

④ 人材の育成・確保

- ・ 国際感覚豊かな人材の育成

三原小学校の高学年児童（4年生～6年生）を対象とし、国際交流員が企画する交流会を開催し、国際的な交流を深め、中学生の海外派遣に繋げる。

三原中学校の生徒を海外に派遣し、現地での生活や現地学校の中学生との交流を通じて、外国語による表現力と理解力を高めるとともに外国人に対する正しい人権意識を深め、国際感覚豊かな人材を育成する。

- ・ 地域に誇りを持てる人材の育成

村の豊かな自然、歴史、文化を知るための活動等を通して、地域に愛着と誇りを持てる人材を育成することで、将来地域社会に貢献出来る人づくりを進める。

- ・ 地域との連携による教育支援

村の未来を担う子どもたちを健やかに育むために、学校・家庭・地域が協力連携し、地域住民等の参画による地域の実情に応じた取り組みを、有機的に組み合わせて学校の教育支援を行う。

- ・ 確かな学力の定着

学校教育及び放課後学習の更なる充実や教育環境の整備等により、生徒の学力の確かな定着及び更なる向上を図る。

- ・ 地域と共にある公民館

公民館新設時の環境整備等により公民館教室や村事業等でも活用を促進し社会教育の充実を図る。

K P I

- 妊娠 11 週以下での妊娠の届出率 (単年) : 平成 31 年度 100% (平成 26 年度実績 100%)
- 1 歳 6 ヶ月児検診の受診率 (単年) : 平成 31 年度 100% (平成 26 年度実績 100%)
- 3 歳児検診の受診率 (単年) : 平成 31 年度 100% (平成 26 年度実績 100%)
- ゆりかご祝い金・子宝助成金支給事業の継続 (単年)
平成 31 年度 事業実施 (H27 年度実績 事業実施)
- 特定健康診査受診率 (単年) : 平成 31 年度 60% (平成 27 年度実績 44.9%)
- がん検診受診率 (単年) : 平成 31 年度 16.0% (平成 27 年度実績 14.8%)
- 母子手帳交付時に、「妊婦健康診査受診券」の利用について説明実施 (単年)
平成 31 年度 100% (平成 27 年度実績 0%)
- 新生児訪問時における「お子さんの急病対応ガイドブック」の配布と説明実施 (単年)
平成 31 年度 100% (平成 27 年度実績 0%)
- 一時預かり事業、乳幼児保育事業の実施率 (単年)
平成 31 年度 100% (平成 26 年度実績 0%)
- 三原村子育て支援センターの維持・存続 (年間延べ利用者数) (単年)
平成 31 年度 720 人 (平成 26 年度実績 0 名)
- 保育料及び学校給食費の無料化実施 (単年)
平成 31 年度 無料化 (平成 26 年度 有料)
- 地域の集いの場の実施率 (単年) : 平成 31 年度 100% (平成 26 年度 71%)
- 海外派遣事業参加率 (対象生徒) (単年) : 平成 31 年度 100% (平成 26 年度実績 100%)
- 学習支援員の配置 (ICT 支援員) (単年)
平成 31 年度 1 名 (平成 26 年度実績 1 名)
- 学力向上支援員配置 (単年) : 平成 31 年度 2 名 (平成 26 年度実績 2 名)
- 小中学校にタブレット導入 (全教室) (累計)
平成 31 年度 36 台 (平成 26 年度 1 台)
- 学習塾開講数 (単年) : 平成 31 年度 1 箇所 (平成 26 年度実績 0 箇所)
- 公民館教室数・利用回数 (単年) : 平成 31 年度 10 教室・200 回
(H27 年度実績 8 教室・172 回)
- 公民館利用回数 (単年) : 平成 31 年度 50 回 (平成 27 年度実績 35 回)
- 学び講座実施回数 (単年) : 平成 31 年度 2 回 (平成 27 年度実績 0 回)
- 公民館いこいの場実施回数 (単年) : 平成 31 年度 月 1 回 (平成 27 年度実績 月 0 回)
- 図書室蔵書数 (累計) : 平成 31 年度 7,300 冊 (平成 27 年度実績 6,978 冊)
- 図書室利用人数 (単年) : 平成 31 年度 850 人 (平成 27 年度実績 697 人)
- 図書貸出冊数 (単年) : 平成 31 年度 1,000 冊 (平成 27 年度実績 771 冊)

具 体 的 な 事 業
<ul style="list-style-type: none"> ・母体管理の徹底と産前・産後ケアの充実 <ul style="list-style-type: none"> ☆妊婦健康診査の費用の助成（妊婦健康診査支援事業） ㊦不妊治療費の経済的負担軽減（不妊治療費助成事業） ☆出産後の母子のケアのための保健師の訪問（保健師の訪問事業）
<ul style="list-style-type: none"> ・健やかな子どもの成長、発育への支援と母子保健の充実 <ul style="list-style-type: none"> ☆出生から1ヶ月後の健康診査の費用の助成（乳幼児健康診査支援事業） ☆小児慢性特定疾病児童の経済的な負担軽減（小児慢性特定疾病対策事業） ☆出生時に医師が未熟児として入院養育を認めた者に対する医療費の助成（未熟児養育医療費助成事業） ☆出生から18歳に達する日以降における最初の3月末までの者に対する医療費の助成（三原村福祉医療費助成事業） ☆重度心身障害児に対する医療費の助成（重度心身障害児医療費助成事業） ☆三原村子育て支援センター事業の充実（地域子育て支援拠点事業） ☆3歳児・1歳6ヶ月児対象に、年4回検診を実施（乳幼児健康診査事業） ☆乳幼児の健康相談、母親同士の交流の場として、なかよし広場（年8回）の開催 ☆7ヶ月児の乳児に対して絵本の配布（三原村ブックスタート事業） ☆任意の予防接種に対しての助成（三原村予防接種費助成事業）
<ul style="list-style-type: none"> ・周産期医療体制・小児救急医療体制の情報提供
<ul style="list-style-type: none"> ・子育てに係わる経済的負担の軽減 <ul style="list-style-type: none"> ㊦保育サービス利用料、学校給食費の無料化 ☆ゆりかご祝い金、子宝助成金の継続 ☆0歳から18歳に達する日以降における最初の3月末日までの医療費助成の拡充（児童福祉医療費助成制度） ☆生活保護に準じて生活に困窮している児童生徒の保護者に対して学用品費等を限度額内で支給を継続（準要保護児童生徒援助費） ☆子育て世帯支援事業：18歳未満の子どもがいる世帯に対する支援（H27は図書カード支給）
<ul style="list-style-type: none"> ㊦乳児保育、一時預かり保育等実施
<ul style="list-style-type: none"> ・育児不安に対する相談体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ☆要保護児童対策地域協議会、障害児等相談支援に関する事業等により、地域の中で要保護児童の早期発見と、きめ細かな対応の実施
<ul style="list-style-type: none"> ・放課後の子どもの居場所づくりと学びの場の充実（放課後子ども教室推進事業：三原村放課後子ども教室）
<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学級支援員及び学習支援員配置に対する支援
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の生きがいづくりに対する支援（地域の集い事業、あったかふれあいセンター事業）
<ul style="list-style-type: none"> ・自らの健康状態を知り、積極的に健康づくりに取り組むことに対する支援（三原村健康増進計画）
<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防事業（地域支援事業）において、介護を必要としない高齢者の増加に向けて新たな提案の実行

<p>㊦三原村集落活動センターを活用した高齢者の就労の場の確保（集落活動センター推進事業）</p>
<p>・国際交流会事業</p>
<p>・三原村中学生海外派遣事業</p> <p>☆外国語の表現力及び理解力並びにコミュニケーション能力の育成</p> <p>☆事業を目指した英語学習の推進（C I Rの活用等）</p> <p>☆国際的なマナーの修得（社会人としての基礎）</p>
<p>・学校支援地域本部事業</p> <p>☆三原村の豊かな自然、歴史、文化を知るための、季節ごとの活動等の実施</p> <p>㊦関係者等で構成する運営委員会の設置</p> <p>㊦学校と地域を繋ぐ調整役として「コーディネーター」の配置</p> <p>☆学校の依頼に応じた教育支援活動の実施（地域住民（学校支援者）の人材確保）</p>
<p>・確かな学力の定着</p> <p>☆支援員を配置し、授業や長期休業中の補習支援、放課後の加力学習の支援等を実施</p> <p>☆先進的なI C T（タブレット等）の環境整備</p> <p>㊦放課後学習充実のための学習塾の開講</p>
<p>・道徳教育の推進</p>
<p>・公民館活動活性化事業</p>
<p>・図書室利用促進事業</p>

<基本目標④> 「地域の連携により人々の暮らしを守る」

【数値目標】

- ◎三原村集落活動センター店舗部の支援による売上（単年）
・・・平成31年度77,000千円（平成26年度実績 66,189千円）
- ◎防災士存在地区数（累計）・・・平成31年度14地区（平成26年度実績2地区）

○基本的方向

- ・集落活動センターを中心とした地域活性化

地域連携の拠点である「三原村集落活動センター」を中心に、地域の資源や特性を生かした産業づくり、生活の拠点となる店舗づくり、移住者の受け入れ、高齢者が生きがいを持って働く場の確保など、住民主体で地域の支え合いや活性化に向けた取り組みを推進する。

- ・地域の生活の維持

集落営農組織や自主防災組織の拡充機能強化、移動手段の確保対策など、安心安全な地域づくりに向けた取り組みを進めていく。

また、医師確保に努め、住民の安心・安全な生活確保のため欠かせない診療所を維持していく。

○具体的施策と KPI

① 地域の連携

ア) 集落活動センターの取り組みへの支援

- ・住民主体で、地域の支え合いや活性化の拠点となる「三原村集落活動センター」の取り組みを支援する。
- ・集落活動センターの活動の一つとして、各集落における高齢者の雇用と所得の向上を目指し、施設園芸農業を展開する。

イ) 集落営農の推進

- ・研修会等を通じてリーダーとなる人材の育成を図ることにより、集落営農の取り組みを村内全域に広げていく。
- ・耕作放棄地の解消のため、集落営農組織が農地の受け皿となって農地を集積することを推進する。

- ・集落営農組織など既存組織の強化と新たな組織の設立を推進していくとともに、それらの組織の法人化を目指す。

ウ) 自主防災組織等の強化

- ・人口の減少や高齢化の進行に伴い、弱体化することが懸念される地域の支えあいネットワークの維持、強化を図り、村内各地において共助を中心とした防災等の対策を進めていく。
- ・災害時の緊急避難路や避難輸送路等の整備を図る。

エ) 地域文化の振興

- ・地域の伝統文化の保存継承の実態把握に努め、継承者の育成・確保を図る。
- ・地域文化に対する村民の関心を高め、文化芸術活動の環境づくりを進める。

オ) あったかふれあいセンターの取り組みの強化

- ・各地区の集会所を活用し、地域福祉の拠点となる「あったかふれあいセンター」の機能の強化と活動の充実等を図る。

カ) サロンの支援・強化

- ・閉じこもり防止や介護予防を目的に地域と連携して展開している「地域のつどい事業（サロン）」の利用促進や普及拡大へ向けて、関係団体と引き続き協議を進め、より良い支援の方策を提案し、住民が気軽に集まれる拠点としての充実を図る。

② 鳥獣被害対策の推進

- ・各集落で実施している大規模な獣害防止柵の施行を継続するとともに、今後は、小規模農地への柵の整備、集落ぐるみによる設置後の獣害防止柵への維持管理体制の整備を推進する。
- ・有害鳥獣捕獲については、村内狩猟者の高齢化に伴い、狩猟免許取得者の減少が懸念されるため、新規狩猟者の確保とともに、ICT技術の導入等により狩猟技術の向上を図り、捕獲の体制を整備する。

③ 地域の生活支援

- ・移動販売や生活用品等を得るための仕組みづくりとして買い物等の拠点となる「みはらのじまんや」を運営維持・存続をするための取り組みを支援する。
- ・村営バスの利用促進を図るとともに、これを補完するきめ細やかな移動手段の確保を支援する。

④ 医療環境の整備

- ・地域住民が安心して健やかに暮らすことができるように、三原村診療所を維持する。
- ・県や周辺市町村、幡多医師会等と連携し、必要な医療体制の維持に努める。

K P I

- 集落活動センター数（単年）
平成 31 年度 1 センター（平成 26 年度実績 1 センター）
- 自主防災組織率（単年）：平成 31 年度 100%（平成 26 年度実績 100%）
- 住宅耐震数（累計）：平成 31 年度 20 棟（平成 26 年度実績 0 棟）
- 住宅撤去数（累計）：平成 31 年度 12 棟（平成 26 年度実績 0 棟）
- あったかふれあいセンター事業実施地区（単年）
平成 31 年度 14 地区（平成 26 年度実績 14 地区）
- サロン実施地区（累計）：平成 31 年度 14 地区（平成 26 年度実績 10 地区）
- 有害鳥獣駆除・捕獲数（狩猟期間の捕獲は除く）（単年）
平成 31 年度 シカ 250 頭/年・イノシシ 160 頭/年
（平成 26 年度実績 シカ 239 頭/年・イノシシ 152 頭/年）
- 村内狩猟免許保持者（全体）（累計）：平成 31 年度 45 人（平成 26 年度実績 36 人）
- みはらのじまんやの維持・存続（単年）
平成 31 年度 1 箇所（平成 26 年度実績 1 箇所）
- 村営バスの輸送人員（延べ人数）（単年）
平成 31 年度 5,000 人（平成 26 年度実績 3,553 人）
- 福祉タクシーチケット配布対象者への通知（単年）
H31 年度 100%（H27 年度実績 100%）

具 体 的 な 事 業

- | |
|------------------------------------|
| ・集落活動センターの取り組み支援（集落活動センター推進事業） |
| ・集落支援員の導入（高知ふるさと応援隊事業等） |
| ⑧園芸用ハウス整備事業（再掲） |
| ・集落営農・拠点ビジネス支援事業（再掲） |
| ⑧集落営農普及促進事業（再掲） |
| ・防災等の集落支援（部落交付事業、一般コミュニティー助成事業） |
| ・防災士資格取得への支援（防災士養成事業） |
| ・あったかふれあいセンターの機能強化（あったかふれあいセンター事業） |
| ・安心生活基盤構築事業 |

<ul style="list-style-type: none"> ・地域のつどい事業（サロン）
<ul style="list-style-type: none"> ・集落単位の被害防止体制の整備（野生鳥獣に強い高知県づくり事業）
<ul style="list-style-type: none"> ・新規狩猟者の確保、獣害防止柵の整備、捕獲機材の導入等（鳥獣被害対策市町村支援総合補助金、鳥獣被害防止総合対策交付金等）
<ul style="list-style-type: none"> ・村営バスの利用促進 <ul style="list-style-type: none"> ㊦バス運賃の改正・・・ワンコイン化（1回乗車につき100円）、回数券の発行（20%割引）
<ul style="list-style-type: none"> ・タクシー利用者への助成 <ul style="list-style-type: none"> ☆公共機関、施設への送迎用タクシーチケットの配布
<ul style="list-style-type: none"> ㊦集落活動センターと連携した地域住民の移動手段の確保や「みはらのじまんや」を運営、存続するための取り組み支援（集落活動センター推進事業等）
<ul style="list-style-type: none"> ・住宅耐震・撤去事業